

第五十五回

参議院社会労働委員会会議録第十七号

(二八三)

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)

午前十時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本伊三郎君

委員

土屋 義彦君
丸茂 重貞君
佐野 芳雄君
藤田藤太郎君

委員

川野 三曉君

委員

黒木 利克君

委員

佐藤 芳男君

委員

山本 大橋 和孝君

委員

杉山善太郎君

委員

藤原 道子君

委員

柳岡 小平 芳平君

委員

高山 恒雄君

委員

村上 茂利君

委員

早川 崇君

委員

中原 武夫君

委員

有馬 元治君

委員

和田 勝美君

事務局側

常任委員会専門 員

土屋 義彦君

労働省労働基準 局長 労働省職業安定 局長 労働省職業訓練 局長

佐野 芳雄君

大橋 和孝君

村上 茂利君

早川 崇君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

村上 茂利君

早川 崇君

中原 武夫君

有馬 元治君

和田 勝美君

川野 三曉君

黒木 利克君

佐藤 芳男君

山本 大橋 和孝君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 小平 芳平君

高山 恒雄君

営上の関係についてひとつ詳しく説明をしていただきたい。

○政府委員(有馬元治君) 履用促進事業団は職安局の仕事とうらはらの業務もございますが、訓練で総合的に管理監督をいたしておるわけでございまして、大臣のもとに管理官が設置されまして、そこの関係の仕事をございまして、全体としての監督と表裏一体の関係で行なわれております関係で、業務の実際上の指導は職安局と訓練局が担当をいたしております。もちろん職安行政と表裏一体の関係で運営されますので、この業務の基本につきましては、昨年制定されました雇用対策法に基づき、ことし樹立されました雇用対策基本計画に示された基本的な方向に従つて事業団の業務運営をやつていただきたいと思っておるわけでございます。細部につきましては、もちろん事業団の自主性を尊重しながら効率的に運用していく、こういうふうな基本的な態度で臨んでおるわけでござります。

れは事業団が具体的におやりになるわけでありますけれども、そちらの関係も、やはり大臣は、最近定期制の延長とか廃止を言っておられるようですが、それとも、物理的にそれじゃ労働省といふものは雇用促進事業団にやらされためはどうしても、要するに機械化していく、機械化生産で新しい技術導入といいますか、造出の問題もあります。外国から導入ばかりじゃない、国内の造出の問題もある。そういう中で生産を、より合理的に高めていくという問題は、単にフレッシュな学卒労働者だけをさして事は解決する問題じゃないとぼくは思う。

もう一つ、今度は職安行政からいたら、失業保険のところにかかるわけでありますけれども、五十五歳でチヨンと首を切られたら生活ができない、年金は六十歳までもらえない。だから、並べていれば、五十五歳から六十歳の間は息をせぬでとまつておれというものの考え方にも、露骨な言い方をすればなるわけです。だから、そういう配慮も十分に含めて、いまの労働大臣、職安局長、訓練局長から、技術労働者を造出すると、いう立場から、ひとつ三人の意見を聞きたいと私は思うのです。

○政府委員(和田勝美君)　ただいま藤田先生の御指摘の、技術労働、あるいは技能労働というのだが、三十六年以降の私どもの調査によりますと、大体毎年百万以上の不足を来たしておる、こういうことがいわれておるわけでございます。さらには、従来、技能労働者の供給の大宗を占めておりましたのは中学卒業生でござります。進学率の向上と出生率の低下ということがすでにあらわれてまいりまして、中学を卒業して直ちに実社会に出る者の数は目に見えて減ってまいりました。今後その趨勢は一段と強まるであろう、こういうふうにいわれておるわけでございます。そういうことがきらいたしますと、不足をカバーする新規労働力の根幹であった中学卒業生の状態が、いま申ししましては、たよう減つてしまふ。今後におきます新しい技能労働者をどうつくっていくかということがき

わめて大きな問題でございます。また、一方におきまして、先生のいまお話の中にありましたが、技術革新というものが技能労働者の質にたいへんな影響を与えてきている。それがどういうようにも技能労働に質的な、量的な変化をもたらしてきてるかということも見のがすことのできない大問題でございます。また、一方におきまして、転職者、職業を変える人を見てまいりますと、從来よりもその移動率が高いわけであります。その約半分は前職と全く関係のない職業についている、こういうことでございます。技能労働者の確保ということは、今後は新規労働力によります確保とともに、転職者の中から技能労働者をつくっていかなければならぬ、こういう問題が出てきているわけでございます。從来、その職業訓練は、戦後当初のころは、どちらかといいますと、失業救済という感覚で職業訓練の問題が論議されておりました、が、最近におきますいま申しまして、ような情勢の変化は、職業訓練を失業救済という視野からつかむということに対する大きな反省をもたらしましたが、最近におきますいま申しましては、従来しまして、人間の能力を開発する、そういう視野でものをつかんでいかなければならないような時点になってしまっていると思います。それらを反映をいたしまして、私どもいたしましては、従来しまして、人間の能力を開発する、そういう視野に基づく職業訓練長期計画を立てて所得倍増計画に基づく職業訓練制度といふもの今までやつておりますが、それらのものは、非常に大きな変化によりまして、もう一回洗い直さなければならぬ、再検討しなければならない、こういうような時点に立っていると思います。供給源からいたしましても、また、その質、量の面からいたしましても、今後の情勢に対応するための新しい視野に立った長期の訓練制度というものを考えたいということでございまして、行政分野の中におきまして、いまそういう角度で職業訓練全体の問題を洗いながら、いま御指摘のありました、今後の経済成長に見合う技能労働者の養成、確保ということに努力をいたしまして、そのことが、ひいては労働者の皆さんの地位の安定にもつながるわけでございます。

もう一つは、私どもがこの問題を考えるときに、ぜひ考えなければならないと思ひますのは、いわゆる技能労働者に対する社会的評価、世間一般の人の評価というものがもつと上がつてこなければならぬと思います。とくに学歴偏重ということが世上いわれておりますが、そういうことだけでは今後の日本の経済成長をささえることの基礎になります技能労働者というものは出てこないわけではありませんから、そのためには国といたしましても、ぜひ技能労働者というものに対する社会的な評価を高めていく施策を講じていかなければなりません。かように考えまして、今度の制度改革の再検討は、いまのところ事務的にやつておりますが、それらの内容につきましても十分検討しなければならない、かように考へておる次第でござります。

○藤田藤太郎君　いま大臣と職安局長の答弁がなわけでありますけれども、それじゃ訓練局長の分野だけ申し上げますと、技能労働者を造出すするということは、いま日本ばかりじゃなく、世界じゅうそうだと私は思うんですが、新しい機械化生産の時代に入ってきたのでありますから、たとえば私は鉄道に関係したことが長いんですが、鉄道のヤードマンというふうなものをつくろうと思つても、三年や五年ではできぬわけです、実際には。そうでしょう。そういうものでもいまのシステムでは排除されていくわけですね。そうして新しい技術労働者を五年も八年も十年もかかるってその地位にする、技術労働者というものが必要な時代に、そんなもつたいないことがあるのかどうか、それに能力がなくなつたら配置転換その他にやりやあいと私は思う。しかし、能力のある人を単に職場から排除をしたりする一般論的な扱いのようなものをこしらえずに、おのずから技術労働者が出てこないというような問題もある。私はほかの職業でもたくさんあるんぢやないかと思う。いま外国が技術労働者を大事にして、定年制

持っているか持っていないかによつて、自然淘汰と申しましようが、年金で生活をしていくといふような筋道もありますし、配置転換もあり得る。私は、いまの人間の技術労働力を一〇〇名社会に貢献するにほどの道がいいかという考え方が非常に優先していると思う。だから、訓練所が幾らできて、これだけ掘り出したからこれでいいんだということには私はならないと思う。だから、そういう具体的な物量的な問題にまで入つて、技術労働者をどうつくるかという問題にもつと熱心になつてもらわなければ、単に雇用促進事業団はいよろしいと、命令が下がつてきたものだけを、そのワクだけを引き受けて、ワクの処理――改善とか発展とか進歩とかいう、自分の能力をその中に操作できないような状態にただ置いていくということでもっともと新しい技術労働者造出の創造的な面を労働省が受け持つとすれば、私は、先進事業の一つの方策になるのでありますから、私はそれだけをつけたりなんかいたしませんけれども、もつともと新しい技術労働者造出の創造的面を上げましたようないろいろな面からこれをつくり上げていかなければいかぬのではないかということを痛切に感ずるわけであります。ですから、単に訓練所をふやして、訓練の種目をふやしたらそれでいいというものではない。もちろんこれもやつてもらわなければならぬことで、当然のことだと思いますし、その努力は多としておりますけれども、そういう実際の雇用促進が生まれるような方策というものは、単に訓練所をつくつて訓練をするだけではない、私はそう思う。だから、そういう見解は、訓練局長ばかりでなしに、私は、職安局長、大臣からも意見を伺いたいわけであります。

雇用問題を重視いたしまして、私どもとしてはいろいろな角度から対策を講じていただきたい。訓練局が担当いたしております訓練といふことも一番大きな柱の一つでございますが、私ども、雇用対策が提唱されておりますように、いわゆる五十五歳を再認識する、こういうことから出発しなければこの問題は解決しないんではないか。そして大臣定年という考え方を再検討し打破していく、これがいままでの中高年の雇用問題を解決する場合に大きな壁になつておつたことも事実でございますので、これをぜひ推進していく必要があるんでないか。こういう一般的な背景の中で、具体的な施策といたしましては、中高年向きの適職の選定、あるいは雇用率の設定、これも、官公庁をまず優先的に実施していきたいと思いますが、雇用対策法に盛られた考え方を具体的に実施をしていくとともに、この七月一日から発足予定をいたしております、いわゆる人材銀行という考え方でもって、専門職・管理職系統の五十歳前後からの高年齢者について徹底的にその再就職をはかるなどいろいろな角から中高年雇用問題については対処していくかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

国立高專というものを設置いたしまして、しかしながら、中学校はいわゆる技能者の給源でござりまするが、高校出になりますと、事務系——ホリカラーやイトカラーやいうものを志望するのが六、七割を占めておりまして、高等学校出の世論調査をいたしますと、いわゆる技能者——ブルーカラーにいらっしゃるという者は非常に少くなるわけでございまします。さらに、大学となりますと、最近は駿大大学といわれるよう、三百六十五に近い公私立の大学ができますが、ソビエトとかその他の国に比べますと——ソビエトは例外ですけれども、先進諸国に比べますと、やはり圧倒的に文系、事務系の定員が多いわけでございまして、そういう人たちはブルーカラーよりもホワイトカラーを希望むと、こういう背景がございます。そこで、一般訓練局に命じまして、技能者というものを尊重する、技能者不足を解消する抜本策をひとつ考えなければならぬ段階にきておるのではないか。たとえば、私は東京の総合職業訓練所を見たのですが、それども、定員に満たないのでですね。よく調べてみると、中卒者が東京都にはほとんど二割もなないわけでござります。で、中卒者を給源にした職業訓練所といふものは、要するに定員にまで満たさない。そうなると、高等学校出にまで給源を求めて訓練生をふやさなければならぬ。ですから、こういった教育との連係をどうするかということが第一でございまして、私は、高等学校教育に工作科というものをふやしたらどうかというような提案もいたしておるのでございます。

してきておることは御承知のとおりですけれども、これだけではとても及ばないので、いまの事業内訓練の補助金制度いろいろなものを総合して、会社関係がほんとうにいい人間社会をつくっていくという、会社を動かす方法を根本的に改善する必要があるのではないか。これもいまの補助金制度では不十分であるから、各会社に、これはまあフランスのように職業訓練税とまでいきますといたへんでございますが、何らかこの会社関係からも金を出し、そして優秀な技能者をつくっていくというようなことを第一に考えなければならぬのではないだろうか、これも一つのテーマにいたしておるわけであります。

それから、社会全般に、ブルーカラーというものが、いわゆる何かこうホワイトカラーに比べますと格が低く扱われている。よこれの仕事と、こういう風潮は、明治以来のいわゆる法科系文人、そういう人たちが明治維新革命以来日本を引きずつてきて、技能者というものがむしろ低く扱われてまいったその社会風潮を根本的に改める必要があるのではないか。そこで、技能者の表彰制度も今度は設けることにいたしましたし、先般の開議でも、技能者にもっと勲章をやつたらどうだ、県会議員とか、あるいは代議士とか、官吏とか、けつこうですけれども、しかし、物をつくる技能者というものに対する勲章とか、あるいは藍綬褒章とか黄綬褒章とか、非常に少ないのであります。こういう点も改めなければいかぬ。最近、富士鉄で技能者の出身の工員さんを重役にいたしました。こういう芽ばえはありますけれども、工員はあくまで地方の工場採用だと、本社採用は職員さんだけだと、ばかな扱いを会社自身がやつておる。給料は若干改善されて、工員のほうがいい場合もありますけれども、いわゆる職員さんはなれない。こういった風潮を改めなければいかぬ。それから、いま検討いたしておりますのは、芸術院とか、あるいは学士院とかあるので、技能院というものをひとつ設置したらどうか。そしてほんとうに技能の最高の人たちには年金も

あげるというような問題も検討したらどうで
しょうか。それから、日本の技能者というのは、
もう去年も技能オリンピックで九つも金メダルを
取った。旋盤においても電気の修繕においてもテ
レビの修繕においても、九つも技能オリンピック
で金メダルを取る世界で最優秀な技能を持つ国民
であるから、オリンピックで金メダルを取った者
なんかは、ひとつこれを社会的に、マスコミの面
でも政治の面でも、一つの小さな英雄にしたらど
うだろうとか、いろいろ考えておるのでござい
まするが、その結論は、職業訓練審議会といふもの
のがそういった課題を掲げまして、先般、職業訓
練の審議会に、もう抜本的にそういうむずかしい
問題にメスを入れるべき段階だというので、学識
経験者に御審議を願う課題を提供いたしまして、
すでに御検討をいただいておるようない段階でござ
います。藤田先生御指摘のように、今日まで雇用
促進事業団訓練部を通じまして、非常にたくさん
の技能者を造出しておるのですけれども、これで
は不十分。しかし、考えれば考えるほど、教育、
社会の習慣、全部にわたる大問題でございます。
先生の御指摘の線に沿いまして、労働省といひし
ましては前向きに、しかも、根本的にひとつこの
問題を取り組んでまいりたい、かように思つてお
る方が現状でございます。

ためだと思うのです。私は、国の政治としてはそういうところに努力をするのは当然だと思います。しかし、おのづからどれだけやれるかどうかというのが将来の課題だと思います。

ば、私は労働大臣に心がけてもらわなければならぬのは、これは通産省や企画庁も来てもらつて議論したいと思うのですけれども、それだけ技術を社会全体の力で、国家がかわってその技術労働者を造出するというところに力を入れるとすれば、その技術労働者を受け入れて生産を高める企業といふものは、私は、生産工程は公共的なものだということ、社会公共に奉仕するという考え方を私は労使の労働教育でうんとやつてもらわなければならぬ問題が残されておると思う。今日、昭和三十六年以来の不況、これも生産と消費のアンバランスで不況になつてゐる。物価の値上げで資金を調達して自分よがりの経済が動いております。こういふことでは、経済の企画をやられることと、社会・国民を保護する企画をやるべきな柱といふものがいま必要になりつつあるのではないか、最近私はそういう議論を聞きました。私はまことにけつこうだと思ひます。だが、そういうものに従うような仕組みは政府が持たなければ、國家全体の負担において技術労働者をこしらえて、それを受けた事業者は自分よがりで事をするということではどうにもならぬのぢゃないか。やっぱり生産機構は社会の公器だといふ立場から、全体の国民生活向上という形に考え方を置くような方程式を私は労働省は教育すべきだと、経営者に。そういう問題は、あとは深く入りませんけれども、いまの技術労働者を國家で造出するという観念からいけば、そういうかまえといふものがなければ、私はどこでやるのだ、これは雇つてやるのだといふかつこうで、自分よがり、自分さえよければいいという考え方で国の生産をになう経営者や資本家というものがあるとしたら、私は主権在民の国家にそぐわない世の中出てくるのぢゃないか、

そういうやうやいにこれは思うわけです。ですか
ら、そういう点も、片つ方は年功序列賃金は反対
だといながら、年功序列で十年もかからなければ
ばならないようにして積み重ねてきた。技術者の
給与の金の多寡だけで処理をして、新しい安い労
働者にちよととした技術を教えれば事が済むとい
うものの考え方が出てくるというかこうなんで
す、いまは。だから、そちらの点についても労働
大臣としては十分に考えてもらわなければ、十分
に教育をしておいてもらわなければいまのような
議論が今後どんどん出てくるのじやないか。まあ
定年制の問題その他ついてはきょうは触れません
けれども、その点は心しておいていただきたいと
いうことを一言言つておきたいと思います。そう
でないと、今後みんなで勉強しなければ、よい世
の中をつくるための雇用対策なんといふものもな
かなか出てこないのじやないかという考え方私は
持つわけであります。まあいろいろ大臣は意見が
あると思いますけれども、私はそういうものにつ
ながらなければよいものができないのではないか
という考え方を持つわけでありますから、どうぞひ
とつそういうことを、いずれあらためて議論する
といたしまして、ちよと技術労働者の造出の問
題について一言触れたわけであります。

で二万八千戸になるのか、これは別で二万八千戸のなか、ここらあたりも説明がなかつたわけありますから、これもお聞きをしたいのです。が、この移転就職者用住宅というものは、これが出発したのは炭鉱労働者の離職問題から出発していると私は理解をしております。しかし、いま転職の問題としてだんだんお建てになるのはけつこうですが、私はこの住宅をたずねて一番気になるのは、野つ原を整地して家を建てた、ただそれだけですね。野つ原を整地して住む家を規格において建てる、潤いも何もないわけですね。それは短時間ここで住んでよろしいということであるから潤いもないのかもわかりませんけれども、たとえば百世帯とか百二十世帯分建てた住宅には雑談をするような所も必要でありますように、人がたずねてくれば公衆の便所も必要でありますように、何か人生に潤いを持たすような、そういう雰囲気というものがあの住宅の中になぜおつくりにならなかつたのか。公團住宅が建ちましても、最近はそういうやはり小さいレクリエーションといいましょうか、そういう休息の場所、みんなが人間生活を潤すような場所と、いうものをやはり建てているらしいのですね。ところが、労働者住宅に限つては何もないわけです。これはどういう考え方での労働者の移転住宅を建てておいでになるのか。短時間で出ていくてもらうという住宅なのか。しかし、現実はどうかといつたら、住宅に入つたらなかなか出られない。出られない人を、それじゃ行くところがないのに荷物を持ってほうり出すわけには私はいかないとと思う。これはやっぱりある程度条件がそろうまでめんどうをみてやらなければならぬと私は思うのであります。そこらの点をどうしておいでになるのか、その二つあたりを聞かしていただきたい。

備のための予算を計上いたしまして、着々整備に努力いたしておるわけでござります。三十六年から始まりまして、四十一年度で三万八千戸、これにさらにことしの一万戸が加わりますので、数も相当の数にのぼっておられます。これからあがる家賃収入の一部を環境整備に充当していくよう指導をいたしております。多少あき室等もござりますので、そういう場合には集会その他にも事実上使つておりますし、それから、子供たちの遊園地、自転車置き場、それから浴場、こういったものの整備も着々進めておる段階でございます。また、土地柄、商店街からやや離れておるというふうな場所もござりますので、そういう場合には団地内の売店等についても目下整備中でございます。極力環境の整備については努力をしてまいりたいと思っておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 それから、いま入つておる人の処置はどうするのか。

○政府委員(有馬元治君) これは原則といたしましては入居期間は二年というふうになつておりますが、移転先がない場合に無理に転居させるということは絶対にいたしておりません。あくまで公営住宅、あるいは社宅、あるいは自分で住宅を建てた場合に転居するということだけでございません。

なお、まあ入居率の問題がお話に出ると思いますが、三月末現在で九一%という入居率でござります。

○藤田藤太郎君 そこで、この金は失業保険特別会計から出でると思うのですが、いかがですか。これが一つ。

それから、大臣にお尋ねしたいことは、この一万戸の住宅を建てるということ自身は、住宅不足のおりからですかよろしくどうぞいますけれども、国の住宅建設計画というものは建設省がやるようになっておりますね。これはいずれ失業保険の審議のときに出できますけれども、この失業保

限の積み立て金から一万戸の住宅を毎年建てていく、あとのほうにも出ていますが、融資していくために百二十億を捻出していくということの考え方をこの際聞いておきたいわけであります。私の方をこの際聞いておきたいわけであります。私は失業保険の何と言つても立法の趣旨だと思ふ。だから、労働省が労働者保護の立場から建設省に住宅を建てさせていくというのが本旨だと思う。だから、そういう立場からいって、これはどういうお考えを持っておられるか、私はこの際聞いておきたい、こう思うのです。

○政府委員(有馬元治君) 移転宿舎の建設に要する経費は失業保険特別会計から出資をいたしております。これは先生御承知のように、失業保険法の目的からいたしまして、福祉施設を設置するという条項がございます。これは失業の予防、就職の促進、それから被保険者の福祉の増進、こういったねらいから福祉施設を設置することに相なっておりますので、その一環として移転宿舎を建設いたしておるわけでございまして、失業保険特別会計から出資をいたしております。ただ、昨年度も先生から御指摘がございましたが、福社設費の保険料収入からの充当率は、一昨年あたりから比べますと、若干ずつ率としては下がってまいりながらの充当は少なくしてまいりたい、こういふような基本線で運営をしてまいりたいと思います。

さらに、建設省の住宅政策との関係でございま

十萬戸を建設することに相なつておりますが、その中で公的資金によるものが二百七十万戸、これがいろいろな内訳になつておりますが、住宅金融公庫の融資による建設住宅がそのうちの一番大きな数字でございまして百八万戸、それから、公団が建設する住宅が三十五万戸、公営住宅が五十二万戸、こういうふうな内訳になつておりますが、その他の住宅四十八万戸の中内訳として計上されますが、その他の住宅として四十八万戸計上されてしまいます。その中に、移転宿舎としまして年々一万戸、五カ年で合計五万戸、それから、促進融資に基づく住宅が五年間で六万戸、合計十一万戸で、その他の住宅四十八万戸の中内訳として計上されております。したがいまして、今日設置をいたしております移転宿舎は、住宅建設計画法に基づく住宅計画の中に組み込まれておるという状態でございます。

よつて不動産投資にも信託投資にもやられているのです。私は、労働省が労働者のめんどうをみようとするなら、その九〇%以上を占めて民間の労働者、国民の労働保護行政というものを私はやるべきではないか。年金は厚生省だから、労働省は知らぬと言いつ切るものではないと思うんですね。住宅の問題、その他みんな労働者に関係があるんですよ。ただ、年金制度は厚生省が受け持つているというだけの話で、その積み立てている労働者は、つらい家計の中から、給料の中から積み立てているわけです。だから、失業して困っているという者を救うということ、将来、長期の間に積み立てておいて、老後の保障や身体障害になつたときとか、母子その他のときに保護しようという、これと積み立ての根本的理念が違つてゐる。だから、そういうところにおいて、住宅の建設をむしろ労働省が発意をして、そういう中から住宅建設之力を入れる、その計画を建設省の計画に入れさせると、私は筋道ではなかろうかと、こう思うわけです。政府管掌の政府関係のものは自由に裁量してよろしいが、民間のほうは資金運用部資金みな取り立てて流用するのだといふことでは、これはやはり不公平があると私は思う。国家建設のために、国民生活を上げるために、おやりになることは、われわれもむろん国民幸福のために賛成でありますけれども、そういうことが片方で行なわれているのに、それには目をふさいで、それで労使が集めた金で住宅建設までやるわ、融資もやるわというのでは根源が間違つていい。こういう質問をするわけです。だから、私は、労働者がおしなべてみんな幸福になる道というものは、単に働いて給料をもらつているというのではなくて、小さいところまで配慮するのが労働省の行政だと、私はそう思つてゐるからこそ、労働省は、労働の行政といふものは、どこで働いていいよ

ころの意見が出てくるわけであります。住宅を建ててそこへ入るのはけつこうだ、入れてもらうのはけつこうだけれども、しかし、本来の姿、立法のたてまえをはずれてやることについては、私は少しやはり考えてもらわなければいかんのじやないか。私は去年からこの議論をしております。聞きましたということだけでは私は済まされない問題だと思います。いや、建設者の住宅建設計画に入っていますとということだけで済ませていいものだろうか、私はそう思う。これもこの前言つたことがありますけれども、たとえばアメリカが五、六年前に失業が多くなって、二十六州の失業保険を三十九州に大統領命令でした。日本がそういうことをやろうとしたらどこに財源を求めるのですか。失業保険を二十六州から三十九州にした財源といふものはどこに求めるのですか。求める道がないからやらぬということと終わってしまう。私は失業保障というものはそういうものではないかと、こう思う。だから、そういうたてまえで、この問題も、これは失業保険の法案のときの議論だと思いますけれども、住宅の問題とか融資の問題などいうものは、そういうやあいに、私はやっぱりそのよつて立つている立法のためまえ、趣旨をもつてできてるわけありますから、そういうことにも十分にあんぱいをし、配慮をしてやつていくと、いうことでなければ私はいかぬのじやないかと、こう思う。

がら、現状は十分でございませんので、したがつて、単に失業保険特別会計——労働省のアパートのみならず、その他にも、あるいは共済組合とか、あるいは地方自治体とか、持ち出してそれ住宅をつくつておる、いわゆる補完的な意味、補充的な意味で許されるのでございますから、おのずからそこには限度があると私は思つておるわけでございます。いずれ住宅が、公営、公団、公庫、すべての建設省所管の住宅が潤沢に出回ります時期におきましては、本来のこの移動労働省アパートも削減していくくという方向につきましては全く同感でございます。そのお金を、あるいは保険料率の引き下げとか、あるいは前向きの、前向きと言いますか、いわゆる保険料を納めておる人たちの福利施設に回すとか、あるいは職業訓練に回すとか、そういうことも考えられるわけでございますが、ここ当分今日のような住宅事情でござりますので、補完的な意味で、雇用を充足させていくという意味からこのアパートをつくつておるというように御理解賜わりたいと存じます。

クを統一しておやりになつてゐるのかどうか、それをまず聞きたい。

○政府委員(有馬元治君) 年金住宅——厚年の住宅融資とは別ワクでやつております。

○藤田藤太郎君 いや、貸し出し条件その他の問題については、年金福祉事業団の貸し出しと同じ目的で住宅の融資をやつているわけですよ、同じかつこうで。ただ、出るところが違うだけで、住宅でしよう、会社の寮でしよう、福祉事業でしよう。で、こっちのほうから言えば雇用促進になるんだ、こっちのほうから言えば国民の福祉になるんだと、言い方は違つても、目的は同じなんですね。その貸し出し条件や返還条件や据え置き条件その他同じなのか、申し合わせておるのかということを聞いておるんです。

○政府委員(有馬元治君) 融資の条件は全く同じでござります。ただ、目的が違いまして、私のほうはあくまでも雇用促進という目的のためにこういった融資制度を設けておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 結局年金福祉事業団は膨大な資金を持って、まあ膨大とも言えませんけれども、二五%ですから。それでも千億をこえると思ふんですね。で、資金を持って住宅融資をやつしているので、それと同じ条件でこの融資をしていく。こつちは雇用促進だという。向こうは何ですか、やっぱり労働者の住宅不足に対し建てておるわけです。そしたら目的は同じじゃないですか。

言い方が違うだけじゃないですか。あなたに言うておるわけじゃないんですよ。問題はそういう性質のものなんですね。そのために住宅が窮迫している窮迫度の問題がここで問題になるわけでしょう。しかし、たとえば年金福祉事業団でも、積み立て金の二割五分しか云々ということでおワクを押さえられておる。労働者の積み立てた金ですよ、これは。だから、労働省としては、むしろそちら辺に力を入れて、住宅の貸し出し融資というものを、その労働者が積み立てた金でおやりになつたらいいんじゃないですか。これは目的は違

うんだと、私はそれを言いたいんです。
○政府委員(有馬元治君) 先ほど大臣から御答弁ございましたように、住宅が十分潤沢に整備されれば、新しく採用された従業員に対しましても、採用、即、住宅提供というふうな状態ができるわけでございますが、今日は残念ながらそうなつておりませんので、厚年の住宅融資も、私どものほうの雇用促進融資も、それぞれの目的を持ちながら両立させていかなければ住宅問題は解決しなさい、こういう事情に相なつております。違う点は、同じ住宅ができても、私のほうの融資による住宅は、新入社員を再就職と同時に住宅に入れます。厚年の場合には、大体まあ順番待ちで、古い方から住宅に入していく、こういうことに相なりますので、目的の違いがやはりそこに出てくると思います。私どもとしても、できるだけ一般の住宅が整備されて、私どもの手による促進住宅というものの比率が小さくなることを念願しておりますが、今日ではまだその状態でございませんので、当分続けてまいりたい、かのように考えておるわけでござります。

言いつぱなし、こっちは聞かないで聞きつぱなし。
ということにはならぬようにしてもらいたいとして
うことだけを強く私は申し上げてあるわけであります。
まあいろいろ出てくるのでありますけれども、
も、きょうはあと質問があるようですから、私
はこの程度でやめますけれども、地方自治体の關係とか、離職、退職の問題とか、いま雇用促進事業
団がやっておられる事業内容についていろいろ聞
題がまだあるようです。あるようですが、この次
にいたします。

の移転宿舎の戸数になると思します。そこで、移転宿舎の性格上、回転率というものが問題になるわけですが、現状におきましては二割前後の回転が一年間にございます。したがいまして、将来の流動化政策を考えた場合にも、十万戸近い移転就職者用の宿舎があれば、かりに新規に建設しなくても一万五千から二万戸くらいの回転のためのあき住宅ができて、それを利用すれば流動化対策に対処できるじやないか、こういう計算も成り立つわけでござります。しかし、まあ私ども今後の日本経済の発展と雇用対策と両面から考えまして、それで、その時点になつてうまく流動化対策が消化できるのか、あるいはもう少し繰けなければなら

方をいたしておりますので、これを将来は二戸分を一戸に利用さしたらどうだというふうな御意見もばらばら出てきておりますので、利用方法について、これから住宅事情等を勘案しながらもういう点も考えていかなければならぬ。いずれにしても、一応向こう五カ年間については、先ほど申し上げましたような計画目標で進めてまいりて、その後の事情を勘案しながらこういう修正を加えていく、こういう考え方でございます。

○小平芳平君 午前中に御答弁なされたことを私は聞いているのじゃないのですよ。ですから、先ほどお答えしましたけれども、というようなことを私は聞いているのではなくて、私がお尋ねしてい

の住宅はたくさんでできますけれども、結局離職してまた今度就職して住宅に入るような場合には、公営住宅ですね、結局県営住宅、市営住宅が一番比較される住宅だと考えるわけですが、そういう場合に、建設省のほうの公営住宅は五十二万戸、労働省のほうのこの同じようなものが十一万戸と、いうふうにできといった場合、将来この住宅政策上どういう結果になるかということですね。国の住宅政策として、まあ自民党さんの中から公約として一世帯一住宅、住宅難の解消、こういうことを公約していらっしゃるわけですが、その公約の中身がどうかといえば、建設省のほうでは公営住宅として五十二万戸を予定し、また、労働省のほうでは離職者用の宿舎として十一万戸を予定し、一番まあ安く手とり早く入れる住宅といえども、そりやうな公営住宅、あるいは離職者用の宿舎、こういう全く同じようなものが両方であります。それが五年たち、十年たち、一体どこまで離職者用の宿舎をあやしていくのか。この点については、先ほどの御説明で、住宅難が解消したときには、あとはもう建設省一本でいい。そうすると、いつになつたら住宅難が解消できるか、あるいは住宅難が解消した段階において、失業保険のほうから融資して建てたその住宅をどう処理していくかという問題が残ると思うのです。ですから、一般会計から出たお金で建てた離職者用の住宅なら、それはまあ県なり市へ移すことも考えられると思うのですけれども、問題は、失業保険特別会計からの出資金を、これから五年たって、十年たって、長い目で見た國の住宅政策の上から見てどういう結果になるか、その点についてどうですか。

の移転宿舎の戸数になると思します。そこで、転宿舎の性格上、回転率というのが問題になるわけですが、現状におきましては二割前後の回転が一年間にござります。したがいまして、将来の流動化政策を考えた場合にも、十万戸近い流動就職者用の宿舎があれば、かりに新規に建設しなくて一万五千から二万戸くらいの回転のためのあき住宅ができる、それを利用すれば流動化対策に対処できるじやないか、こういう計算も成り立つわけでございます。しかし、まあ私ども今後の日本経済の発展と雇用対策と両面から考えまして、それで、その時点になつてうまく流動化対策が消化できるのか、あるいはもう少し続けなければならぬのかといふようなことをその時点できらに判断しなければならぬと思います。

それから、また、この五ヵ年計画全体が必ずしも理想的な計画であるかどうか。何といいますか、もう少しやってみる過程においてこの住宅計画の修正ということもありますと思うのです。かれこれ考えますと、いまから五年先の移転宿舎のあり方なり、あるいはその後の見通しなりといふのは非常に立てにくいわけござりますけれども、一応今日の時点においてはこのベースでまいりたいと思います。

そこで、五年先の時点において住宅事情が非常に緩和し、雇用対策の面でも、まあまあ新しく建設する必要はないというふうなことに相なりました場合に、八万戸ないし九万戸にのぼる移転宿舎をどういうふうな利用方法をするか、あるいは財産管理の立場からどういうふうな運営をしていくかというふうなことは、これは非常に重要な問題でございますので、私どもとしましては、特別会計から毎年出資してこれだけの財産を設置いたしておりわけでございますから、これを何といいますか、輕々に処分したり、あるいは目的を大幅に変えるというふうなことは、これは慎まなければならぬと思います。ただ、六年前からこの計画を始めまして、漸次規格も改善されておりますが、なぜ一世帯の住宅床面積としては非常に窮屈な建

方をいたしておりますので、これを将来は二百分の一戸に利用さしらるどうだと、いろいろな御意見もばちばち出てきておりますので、利用方法について、これから住宅事情等を勘案しながらそういう点も考えていかなければならぬ。いずれにしても、一応向こう五カ年間に於ては、先ほど申し上げましたような計画目標で進めてまいつて、その後の事情を勘案しながらこういう修正を加えていく、こういう考え方でございます。

○小平芳平君 午前中に御答弁なされたことを私は聞いているのじやないのですよ。ですから、先ほどお答えしましたけれども、どうのようなことを私は聞いているのじやなくて、私がお尋ねしていることは、國務大臣として國の住宅政策を考えた場合に、片方では建設省がこれこれの五十二万戸を五ヵ年で建てる。そうすると、一種公営、二種公営によつて多少違ひはありますけれども、同じような安い家賃で入れる住宅を労働省が五万建てる、既成の分を合わせて九万幾らになる。そういうこと、それと、また、自民党としての住宅難解消という、その一世帯一住宅という政策との關係ですね。ですから、そういう点をどうお考えにならぬかということをお尋ねしているわけです。それから、もう住宅難を解消していかなくちやならない。また、低家賃の公営住宅へ入りたい、そういう場合ですね、片方は建設省が建てる、片方は労働省が失業保険特別会計という特別の大事なお金をそこへ使って建設をしていく。しかも、これからあつたとお尋ねしていくが、たとえは家賃の問題についてもいろいろな問題が起きてくるわけですね。その両者のアンバランスなどが起きてくるわけです。ですから、これはよほど長期の五年なり十年なりの、あるいは鉄筋コンクリートアパートの耐用年数から、むしろそこからも割り出して将来的の計画といふものを相当検討していかなくちやならないじやなからうかということをお尋ねしているわけです。

○委員長(山本伊三郎君) 連話を始めて
午前の質疑はこの程度にいたし、午後一時まで
休憩いたします。

午後零時一分休憩

住宅として五十二万戸を予定し、また、労働省のほうでは離職者用の宿舎として十一万戸を予定し、一番まあ安くて手つり早く入れる住宅といえども、そういうような公営住宅、あるいは離職者の宿舎、こういう全く同じようなものが両方でできています。それが五年たち、十年たち、一体どこまで離職者用の宿舎をふやしていくのか。この点については、先ほどの御説明で、住宅難が解消したときには、あとはもう建設省一本でいい。そうすると、いつになつたら住宅難が解消できる

ぬのかというようなことをその時点できらんに判断しなければならぬと思います。

それから、また、この五年計画全体が必ずしも理想的な計画であるかどうか。何といいますか、もう少しやってみる過程においてこの住宅計画の修正ということもあり得ると思うのです。かれこれ考えますと、いまから五年先の移転宿舎のあり方なり、あるいはその後の見通しなりといふのは非常に立てにくいわけでござりますけれども、一応今日の時点においてはこのベースでま

ることは、国務大臣として国の住宅政策を考えた場合に、片方では建設省がこれの五十二万戸を五六年で建てる。そうすると、一種公営、二種公営によって多少違いはありますけれども、同じような安い家賃で入れる住宅を労働省が五万建て、既成の分を合わせて九万幾らになる。そういうこと、それと、また、自民党としての住宅難解消という、その一世帯一住宅という政策との関係ですね。ですから、そういう点をどうお考えにならないか、うこと尋ねておきます。これ

○小平芳平君　この雇用促進事業団の非常に大きくて占める仕事としまして、やはり離職者用の宿舎の問題で先ほど藤田委員からいろいろ御質疑があり、大臣からの御答弁もありましたが、この点について私も若干御質問したいと思う次第です。

まず、失業保険特別会計からのお金でこういうような宿舎を建てるについての問題点、そのようないいしたい点は、結局建設者の住宅が、先ほどの御説明だと五ヵ年計画で公営住宅が五十二万戸、こちらのほうの移転宿舎は五万戸、さらに、また、融資を受けて会社の建てるのが六万戸、計十

か、あるいは住宅難が解消した段階において、失業保険のほうから融資して建てたその住宅をどう処理していくかという問題が残ると思うのです。ですから、一般会計から出たお金で建てた離職者の用の住宅なら、それはまあ県なり市へ移すことも考えられ得ると思うのですけれども、問題は、失業保険特別会計からの出資金を、これから五年たち、十年たち、長い目で見た國の住宅政策の上から見てどういう結果になるか、その点についてどうですか。

○政府委員(有馬元治君) 先ほどお答えいたしましたとおり、住宅五ヵ年計画のワクの中で、移転就職者住宅の位置づけが一応なされているわけでございますが、向こう五ヵ年間につきましては、いままでどおり毎年一万戸ずつ建設を続けていく、そうしますと、かれこれ八万から九万くらい

りたいと思います。そこで、五年先の時点において住宅事情が非常に緩和し、雇用対策の面でも、まあまあ新しく建設する必要はないというふうなことに相なりました場合に、八万戸ないし九万戸にのぼる移転宿舎をどういうふうな利用方法をするか、あるいは財産管理の立場からどういうふうな運営をしていくかというふうなことは、これは非常に重要な問題でございますので、私どもとしましては、特別会計から毎年出資してこれだけの財産を設置いたしておるわけでござりますから、これを何といいますか、輕々に処分したり、あるいは目的を大幅に変えるというふうなことは、これは慎まなければならぬと思します。ただ、六年前からこの計画を始めまして、漸次規格も改善されておりますが、なぜ一世帯の住宅床面積としては非常に窮屈な建

（O国務大臣早川崇君）政府の一世帯一住宅の中には、この住宅アパート、移動労働者アパートと合ですね、片方は建設省が建てる、片方は労働省が失業保険特別会計という特別の大手なお金をそこで使って建設をしていく。しかも、これからあとずっとお尋ねしていくば、たとえば家賃の問題についてもいろいろな問題が起きてくるわけですね。その両者のアンバランスなどが起きてくるわけです。ですから、これはよほど長期の五年なり十年なりの、あるいは鉄筋コンクリートアパートの耐用年数から、むしろそこからも割り出して将来の計画というものを相当検討していかなくちゃならないじやなからうかということをお尋ねしているわけです。

いうものも繰り入れて、いることは局長から答えた
とおりでございます。問題は、公営住宅、公庫住
宅、あるいは公団住宅等と多少違いますのは、こ
れはしほり方があるわけでして、まず、被雇用者
でなければならぬ、いわゆる労働者でなければ
ならない。それから、原則として移動してくる労
働者、すべてそれでなければならぬとは窮屈には
考えておりませんが、こういうしほりがあるこ
と。それから、そういう性質上、これは実際上は
できませんけれども、二年間というようなしほり
もあるわけでございます。しかも、公営住宅と比
べまして、六畳、四畳半、ふろ場、それからキッチン、
水洗便所というように、非常に悪いアパート
ではございません。ごらんになつたらおわかりの
ように、労働者のアパートとしては私は中程度の
ものだと思うわけでございます。したがつて、国の
住宅政策の中に繰り入れられて当然しかるべき鉄
筋のアパートだと思ってるわけでございます。
なお、これは一般会計から予算で公営住宅のよ
うに出すのと違いまして、失業保険特別会計とい
うものから九割程度ですか、出しておるという点
の御指摘でござりますけれども、これは雇用促進
事業団、失業保険特別会計といたしましても、失
業者が住宅のために職を得られないという例がた
いへん多いわけでございます。そういう意味で、
間接的には失業者をなくしていく、雇用促進をし
ていくという大義明文で、この失業保険特別会計
の余裕がなければ別でございますが、現状では、
御承知のように、まだ余裕がござりまするので、雇
用促進事業団におきまして年一万户のアパートを
建設いたしておるわけでございます。ただ、建設
省がやつております住宅政策が非常に進んでまい
りまして、もうどこへ労働者が行こうが、自分の
住宅にはたないして支障はないのだ、家賃の面でも
支障はないのだ、これは三千円でございます。三
千円ないし四千円で、一般的アパートと比べまし
て非常に安い、公営よりは高いようでございます
が、こういう事態がまいりましたならば、私は、
この移動労働者アパートというものは半減して

いつて、しまいにはもうつくる必要もなくなつてくると思つておりますが、いまの建設の速度では、私は、五年以後も、戸数は減るかと思いますけれども、直ちに全部やめるというほど需要がなくなると、かようには考えておらない次第でござります。そういう意味で、あくまでも補完的なものであり、しかも、目的がしばられたものである、こういう性質のものでござりますので、そういう意味でひとつ御理解を賜わればしあわせだと思います。

○小平芳平君 そういうしばりのあるということと、それから、また、現在の段階で宿舎によつて非常に炭鉱離職者の方が、たとえば北海道や九州から、御存じのように、就職が現在できている。そういう実態は私もよく承知しているつもりなんですが、いま私が申し上げていることは、国の住宅政策上、やはり大臣もちょっとそういうようと言われましたのですが、やはり低家賃の公営住宅がどんどんできなくちゃならない。そちらのほうへ住宅政策としては力を入れていくべきであつて、それが住宅政策がおくれてているからといって、失業保険のこういう零細な積み立てたお金を使、金があるからこっちに使っちゃえというような簡単なものじゃないし、それから、また、藤田委員からも指摘がありましたように、いろいろな問題点があるわけですから、できるだけこういうような意味の宿舎は、いま大臣がおっしゃるようになに、そどんどんやさしきえすればいいのだというようなものじやなくて、政府としては住宅政策本来の住宅に力を入れていくことが肝要だと思うのです。

それから、また、五年たち、十年たつた先において、こうした失業保険特別会計から住宅に投資したというそのお金をこれはどうするかといふことは、五年先のことはどうもあまりよくわからぬいが、というふうに大臣も局長もおつしやつておられます。が、やはりその点もよくいまから検討しないかなくちやならない。こうやって失業保険特別会計のお金を使いましたけれども、これは五年た

ち、十年たち、二十年たつてこういうふうになるのですということができるような、少なくとも研究、検討、見通しといふものが必要だと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(早川崇景) これは雇用促進事業団で土地も建物も全部出すわけでございますので、当然出資者である失業保険特別会計の財産として残るわけでござります。これを、もう利用者がないからどう処分するかという時代がくれば、当然これは売り払つてもいいでしよう。あるいは、また、建てかえをして民間に譲つてもよろしゅうございましょう。いずれにいたしましても、失業保険特別会計の資産として残るということを御了解願いたいと思います。ただ、これは減価償却を居住者に課しておりますので、家賃は、もし減価償却をやろうと思うならば一円にも二万円にもなろうと思ひますけれども、三千円ないし四千円ということで、勤労者の福祉のために使つておる。もし御議論があるとすればそういう点だと思ひますけれども、これはあくまで公的な勤労者の福祉のためのものでござりますから、減価償却は考えておらない。ただし、それは資産としてそのまま残つて、特別会計が別に損をしたということにはなりませんので、その点ははつきりさしておきたいと思います。

○小平芳平君 まあ政策についての申し上げたいことはそういうわけですが、それから、次に、この実態として一年は入つておられる。かといって、公営住宅ができるれば公営住宅のほうに変わることができますけれども、長くもう入つている人ができるてきておると思ひのですが、一番長い人でのくらい入つておりますか。

○政府委員(有馬元治君) 最高何年くらいかといふ尋ねですが、実は調査がございませんで、大体の見当でございますが、三年から四年くらいが一番入居している方々で長い方ではないかと思います。もつとも、最初にできてから勘定しましても六年しかたつておりませんので、大体そういう見当であります。

○小平芳平君 そこで三年、四年と入っている人たちが、まあ最初のうちは道路が非常に悪い、また、一番土地の安い所をさがしたせいか、普通だったらあまり人家のないようなところをわざわざ選んで建てているような場所があるわけですよ。したがって、道路整備の問題、それから、また、もう一つ、実際そこに入っている人は三年、四年入っていて、何か生活もそこで住みついたので、かりに電話を引きたいといつても、とんでもない、三年や四年じゃない、離職してやつとこへ就職させてもらつてここへ入れてもらつているのじゃないかと、電話を引くなんでもつてのほかだというようなことをいわれるのですね。ですから、かり住まいといえればかり住まいに違ひないけれども、実態はもう三年、四年になる。また、公営住宅がなければ五年、六年にもなるかもしれません、しかし、それが労働省の事業団のアパートなるがゆえに電話はもう引かれないと、こういうような点についてはいかがですか。

○政府委員(有馬元治君) 電話の件は、現在のところは管理人室に一本入っているだけでございますが、三年でも四年でも、生活の本拠であることは間違いございませんので、先生の御指摘のような方向で電電公社その他とも交渉をしてみたいと思います。

○小平芳平君 確かに管理人室にはありますけれども、四階建ての、しかも、相当大きなところで、すから、ちょっと隣の家に行くような簡単なものじゃないわけですよ。しかし、それは検討していただけばいいと思うのですが、要は電電公社の問題ではなくて、事業団の移転就職者用宿舎ですか、ここに問題があつて、電話なんか引くべき性格のもんじやないということをいわれるわけですね。しかし、その点を運営の面で検討していただけば幸いだと思うのです。

それから、次に、そこに長くおられないという一つの原因に家賃の問題があるのですね。これはこの実態はどうなつてあるか、最初に御説明願いたい。

○政府委員(有馬元治君) 家賃は、できたときのコスト計算から割り出しておりますので、多少新しいのと古いのと違いますが、三十五年当時に建設した分は二千四、五百円でござります。最近の分は三千五、六百円から四千円見当と、こういふ家賃に相なっております。

ているので、予算があるから、金があるからもう一むねつくっていく、そういうお役所仕事ということが非常にけしからぬ、こういう内容ですが、

所、これは一％から四八%くらいしか入っていらない。そういうようなことはいけないといつて会計検査院の指摘を受けたというふうに出ておりました。

しまう。ですから、第一、この場所の選定からして、駅から歩いて三十分とか、あるいは非常に湿地帯でもって、すぐ水がたまってしまうような所

○政府委員(有馬元治君) 家賃は、できたときのコスト計算から割り出しておりますので、多少新しいのと古いのと違いますが、三十五年当時に建設した分は二千四、五百円でござります。最近の分は三千五、六百円から四千円見当と、こういう家賃に相なっております。

○政府委員(有馬元治君) 一むねつくつて、そういうお役所仕事ということが非常にけしからぬ、こういう内容ですが、いかがですか。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘の鳥栖の移転宿舎につきましては、完成直後においては入居が非

所、これは一%から四八%くらいしか入っていない。そういうようなことではいけないといつて会計検査院の指摘を受けたというふうに出ておりますが、そういうところはいかがですか。

しまう。ですから、第一、この場所の選定からして、駅から歩いて三十分とか、あるいは非常に湿地帯でもって、すぐ水がたまってしまうような所へ建てるごと自体も問題があると思うのですが、いずれにしても、そういうようなことを総合的に検討して、いろいろなところ頑々とお思ひます

○小平芳平君 それで、大臣の御都合もありますので、簡単に申し上げますが、この家賃が、そこの市営住宅、県営住宅の実際の家賃とこの事業団のほうの家賃と比べた場合、非常に違いがあるわけですね。ですから、事業団のほうでは全国一律にきめるわけでしよう。ところが、市営、県営の場合、東京都と地方の県とは、あるいは地方の市とは必ずしも違うと思うのですね。ですから、そういう点も事業団としては全国一律にきめざるを得ないとは思いますけれども、かといって、いかに行けば安い家賃の公営住宅があるわけですよ。わざわざ今度事業団のほうに入るのがばかりしくなつて、市営があればもちろん市営に移つてしまふ、こういう実態ではありませんか。

○政府委員(有馬元治君) 家賃の比較は非常にむずかしいのですが、全国平均で申し上げますと、二種公営の全国平均が三千九百六十二円でござります。事業団の場合は平均いたしまして三千七百円でござりますので、二種公営よりも若干安くなつておるという状態でござります。

○小平芳平君 この前新聞に出でた佐賀県鳥栖の例ですが、これは市営は千八百円、事業団は三千八百円ですか、半分以下で入れるのですね。そこで、第一、こういう鳥栖の例を申し上げますと、事業団が八千六百万もかけて二むねつくつた。ところが、がらあきで、でき上がつたときは十六戸しか入つていなかつた。ところが、そんながらあきのところへまたもう一むね三千七百万円かけてつくつている。そのときの新聞記事では、まるきり普通的一般民間の企業だつたらといへんなことになつてしまふ、金利だけでもたいへんなことになつてしまふ。それが政府の事業団のやることだからこんなにがらあきの宿舎が二むねでき

常に悪かったわけですが、さつそく佐賀県の職業安定課長を呼びまして、入居の問題、それから、當時指摘されました道路の問題、これを改善するようなどうふうに指示をいたしまして、今日においては入居は六〇%に相なっておられます。御承知のように、まあ大体完成後半年の間に九割まで持つて、一割くらいの回転は考えなければならぬというふうなたでまえで指導しておりますので、現在では六〇%までまいっておりますが、なお、さらに努力いたしまして入居率を上げていきたい。それから、あわせて道路も改善してまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 普通の民間の経営としまして、六〇%くらいで経営できるものかどうかですね。それでもって、いま局長が言われたように、アパートができるが入る人が少ない。そこでもって何が強力な特別の入居者募集をやる、入居者の開拓をやる。ですから、こうなると、宿舎ができましたが、そこにいる人がないものだから、相当入居者が開拓と称するPR運動をやる。とても最初に申し上げた住宅政策との関係でおかしなことになっちゃうんですね、これでは。これは県のだれですか、これは計画の間違いだとはつきり言つているんですね、鳥栖は間違いましたと。事業団の九州支部の支部長さんですか、この鳥栖へ住宅を建てたこと 자체が間違っていたと、積極的な企業誘致をやるから住宅困難者がふえるからという見通しで建てはしたのだけれども、結果としては間違つて、こういうふうに言つていますね、そういう点。

それから、時間がないからまとめて申し上げますが、会計検査院からも指摘をされているのではありますか。たとえば愛知県の幸田ほか四ヵ

ございました。自今、私ども、入居率の改善につきましては努力いたしました結果、幸田につきましても、現在六割見当の入居者を見ております。なお、計画的にこれは入居率を上げていくということで現地は努力をいたしております。鳥栖の場合につきましても、あそこへつくったことがそもそも間違つておったというふうな新聞記事も私は読みましたのですが、あそこは県有地で、多少不便な所ではございましたけれども、現在、佐賀県内に就職した者のほかに、福岡県内に就職した者についても入居を認めるというようなことで、入居基準を若干緩和することによって入居率を改善していくこう、こういう指導をやつておりますので、十一月一ぱいには八割入居まで達成したいと、いう指導をいたしておるわけであります。

○小平芳平君 これで終わりますけれども、大臣、そういう実情にあるということをよくよく御検討願いたいと思うのですがね。それで、ここでもつていま入居率は幾らですかと質問すれば、お手つとり早く宿舎を提供してくださる、非常に国の政策としてはいい政策なんですが、しかし、実のほうでは、今度はさつき説明したような、入れる人の開拓をやるわけです。そうすると、ちょっと趣旨がはずれてしまうのではないか。就職希望者の中に住宅困窮者がいるので、そのために国の方策として宿舎を建てようという、そういう趣旨だと思うのですが、逆に、今度宿舎ができた、さあ入れる人を開拓しよう、これではもう逆になつて

介入は全然ないとは言えない。したがって、そういうことから考へると、私は、国民全体のこの能力、英知というものが社会の発展なり経済の発展に、より寄与できるような体制にしていくということは、これは政府としては当然考へる一つの政治課題じゃないかと思うんですね。そうすれば、もしもその政府が関与できる企業に対しても、少なくとも、もつと労働者のそうした能力を十分活用できるような体制にしていくべきだというような、そうした行政措置をとれる企業もあるんじゃないかと思うんですね。そのとれる企業に対しては、少くとも、私は、この際、一步でも前進する意味で、労働者としてそういうような措置をし、そうして一般企業に対してそれにだんだん見なっていくような方向に向けていくということも考えられると思うのですが、そういうことはできませんか。

○政府委員(有馬元治君) 官公庁の場合においてはそういうことが可能ではないかというお話をございましたが、私どもも、民間に呼びかける以上は、官公庁についてはなおさらでございますが、たゞ、官公庁については一般的に定年制がない場合が多いわけでございまして、地方公務員についても、官公庁になりましたが、この場合にも、私どもとしては、定年制について労働省の考え方を自治省にも申し上げておりますし、今後の雇用情勢を考えるならば、かりに定年制を設けるにいたしましても、できるだけ六十歳前後とということで定年制を大幅に延ばしてもらいたい、こういう考え方というふうな考え方で、自治省当局にも内々にわれわれの意見を申し述べております。そういう手段を通じまして、まあ直接間接、われわれとしては、官公庁の定年制の問題についても、いい意味の影響が出るようになれば内面指導を申し上げておる段階でございます。

○柳岡秋夫君 私の言つたことは、官公庁に対し

てそうした措置をとるべきだということでなしに、私は、きょうはそういう官公庁の問題よりも、特にこの定年制がびしつとしかれておる民間企業の問題で質問しているわけですから、まあ労働省のこの調査によりましても、定年退職した人の再就職の状況、これなど見ると、大体退職したあと七ヵ月か九ヵ月で再就職をしているわけですね。あるいは、また、これはまあそういう再就職している人が七二・五%もあると、こういうものもあり、また、一面では働くかなければ生活できない、こういうことではないかというふうに、非常に少なくて一九・七%。こういうことで、大かたの労働者はやっぱりまだ働く意欲といふものもあり、また、まあ就職しないという理由とか、働く必要がないとか、そういうことの結果から推測されるわけですが、こういう現状を考えますと、さらには、また、日本人の寿命というものが世界の諸外国と比べて大体平均化してきた。しかも、諸外国においての定年制というものを見てみると、アメリカでは七十五歳、イギリスでは六十五歳、あるいはフランスでは六十歳、イタリアでは六十五歳、西ドイツも六十五歳、こういう形で、しかも、これは強制退職という意味ではないようですね、諸外国の場合は、まあ日本の場合は五十五歳でもう完全に強制退職させられる、こういう非常に違ったが、これが即、定年制の目標年齢であるというふうには考えておらないという考え方で指導いたしております。

○政府委員(有馬元治君) 定年制の延長の目標を六十歳というふうに私ども明確に割り切つて申し上げたことはないでございますが、私どもの雇用計画の考え方におきましては、年金の受給年齢と、七、八割に及ぶ五十五歳定年の間にギャップがある、この間は積極的な雇用対策を展開してこの高齢者の能力を有効に活用する必要がある、こういう見地から、一応年金受給開始年齢を目標にいたしてはおりませんけれども、これが即、定年制の目標年齢であるというふうには考えておらないでございます。特に年金制といいますか、社会保障が十分でないという点もございまして、必ずしも六十歳、あるいは六十五歳の年齢にたらわざないという考え方で指導いたしております。

○政府委員(有馬元治君) 諸外国の場合に、年金受給開始年齢と労働戦線から引退する年齢とが大体一致しておるようでございますが、むしろ諸外国の場合には年金制度のほうが確立いたしておりま

すので、その受給開始年齢に到達すれば労働戦線から引退しても老後の生活の保障が十分であると

いう意味で、定年といいますか、その年になつた

ら退職をするということに慣行的になつておるの

だらうと思います。日本の場合におけるいわゆる

定年制とは必ずしも意味が違うのじゃないかと思

います。日本におきましても、年金制度が充実し

ていけば、そういう意味で、年金の受給開始年齢になれば労働戦線から引退をしていくということ

に相なるうかと思いますが、事情が異なります

で、むしろ定年制で、それを区切りに退職をして

もららうということのほうに意味がござります

ね。しかも、この定年制を設ける意義というものは

はどういうものかというと、ここに理由、その考

え方が二つほど述べられておるわけです。その一

つは何かというと、いわゆる「長年の労働の代償

として休息の権利が与えられるべきものとする」

○柳岡秋夫君 もちろんそういう点もあると思って

ます。しかし、現状の形では、いずれにしても五

十五歳から六十五歳、この十年間、先ほど藤田委員がいわれましたように、その間眠つてなくちゃ

の問題のみならず、そういう状態では、これは労働者の生活のを、より社会の発展、経済の発展に寄与させることで、ひとつそういう点を十分に、これは労働省としてもそのためにこういう調査をしたと思いますけれども、ただ調査をし、そうしてそういう形の一応の考え方を出しただけではこれは解決にならない。やはりもっと私は、官公庁以外に、具体的に対してもどこの企業、どういう企業ということはいいませんけれども、私は、政府がほんとうにこの定期制の問題に積極的に取り組もうとすれば、各企業に限らず、より積極的な何か行政的な措置というものができるような気がするわけですよ。労働契約の一つであるけれども、しかし、私は、もつと労働者の立場に立っての行政措置というものがでてくるのではないか、こういうふうに考えますので、これはいづれまた機会を見て議論していくますけれども、重ねて言うようでございますけれども、もつと積極的な取り組みをお願いしたい。

そこで、もう一つ、生産年齢というのは一体労働省としては何歳を考へているわけですか。何歳から何歳まで。

○政府委員(有馬元治君) 十五歳以上で、上限はありません。

○柳岡秋夫君 いや、その頭、最高は何歳ですか。

○政府委員(有馬元治君) 最高はございません。最高はございませんというか、最高の制限はございません。

○柳岡秋夫君 労働省としてはそういう考え方ですか。総理府の人口調査による資料の中では、生産年齢というのは十五歳から六十四歳と、こういふうになつておるわけです。それで、十四歳までは幼年齢、六十五歳以上が高年齢、こういう区別をしているわけですが、これは政府の統一した解釈じゃないのですか。

○政府委員(有馬元治君) ただいま御指摘の十五歳から六十四歳、この年齢というのは、外国にお

いてそういう年齢の区切りをとっている例がござりますので、それとの比較においてそういう区切り方をしているのじやないかと思います。日本においては十五歳から何歳までといふのはつきりした年齢区分を雇用政策上明示するといいますか、けだまつつきりとするというよくなことは、いまのところいたしておりませんが、おのずから高齢者についてもは限度があり、ただ一律に何歳までといふのが区切り方ができないだけでございます。もちろん、比較その他の場合には、それぞれの年齢区分で区切つて国際比較をするということはやつておりますけれども、どこまでが生産年齢で、労働力人口としては六十五歳までだといふような区切り方はいたしておらないわけでございります。

○柳岡秋夫君 その辺ちょっと私納得できないんですがね。それじゃ五十五歳とか六十歳といふのは何を基準にきめていいんですかね。労働省は六十歳という一応の構想が頭にあるとすれば、それじゃ六十歳にした理由は一体何か、こういうことを聞きたいんですけどね。

○政府委員(有馬元治君) 六十歳なり六十五歳なりという上のほうの年齢の区切り方は非常にむづかしいわけでございまして、先ほど話が出ました定年制を延長するというようならはどういうところが参考になる階であるかという議論が出てまいりますが、それは一つの目安としては、年金の受給開始年齢が六十歳である、あるいは六十五歳であるというところに一つの目安ができるだらうと思いますが、逆に、六十歳でなければならぬというふうな意味はないでござります。したがいまして、私どもが雇用政策を考える場合にも、中高年といった場合には、一応現段階では三十五歳以上というふうに考えておりますが、これも今後引いておるわけでございます。また、先ほども申しました人材銀行等で扱う場合のいわゆる高齢者とは何歳か、これも通俗的に五十歳ぐらいから以

上の年齢層だというふうなことをごく常識的にいつおるだけございまして、厳格な年齢区分を法制上はつきりとるというふうなことは、いまのところ考えていない。特に雇用対策面から考える場合には、なかなか個人差がござりますので、上のほうの年齢について一律にきめていくと、ということはちょっとやりにくんではないかと思いまして、現実にもそういう考え方をとつていいということを申し上げておきます。

○柳岡秋夫君 法制的にそういうふうにびしつとしたものはないと思います。また、それはなかなか個人的な能力が違いますから、それは一がいに何歳だとということはできないと思いますが、しかしながら、雇用対策、雇用計画等の基本的な計画などを立てる場合に、十五歳以上全部生産年齢だとして労働力の需給関係等についての計画を立てるとなると、これはやはり問題があるんじゃないですか。そういう労働力の需給関係、非常に労働力不足だというようなことの場合に、ある一定の能力というものを考えないと、そういうものは全体的な計画として立たないんじゃないですか。十五歳以上は全部一人前の労働者だというふうに見てやるのかどうか、その辺やはりある程度の線はあるんじゃないですか。

○政府委員(有馬元治君) 雇用問題を考えます場合には、人口から始まって、生産年齢人口、さらには労働力人口、こうしほっていくわけですが、この間におきまして労働力率というものが介在してまいりますので、十五歳以上の生産年齢人口が全部労働力人口として登場していくわけではないのです。かりに六十五歳という上限を設けたとしても、その年齢層には、もちろん半数程度女性は女性がござりますし、女性は労働力率が低うございますので、結局雇用問題として考える場合には、上限よりも、労働力率がどういう傾向になつていくかということを自安にしていろいろな計画を立てておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 それは、一応私も常識的に考えた場合に、何歳が大体定年として諸外国が考えてい

るような休息の権利の段階に入るのか、定年制を設けているとすれば。そういう労働者の長年の労働に対する報償としての休息の権利、こういう立場から定年制というものを今後考えるとすれば、しかも、一面においてはできるだけ労働力、能力を経済社会の発展のために有効に使っていくということのかね合いからして、大体私は生産年齢というもののも常識的に考えられるんではなかろうか。考えていくべきではないか、こういうふうに私は感じとして持っているわけです。したがつて、いまの日本人の体力なり能力なり、あるいは寿命からすれば、この六十歳といふものはちょっと早過ぎる、いわゆる六十五歳程度まで延ばしていくことが必要であるし、また、そのことが、いわゆる社会保障の年金との関係においても妥当な線ではないか、こういうふうに思うんです。しかし、それは私の感じですから、なかなか科学的な立証はできませんので議論はできませんけれども、そういうふうに、私は、今後の定年制の取り組みとしては、ひとつ検討の素材として出しておきたいと思うのです。この問題はまだあとでやることにいたしまして、次に、中高年齢層の労働力の活用とも関連がありますけれども、訓練の問題について若干質問をしてまいりたいと思います。

御指摘のように、事業内職業訓練は五五・八%ということで、半分強であるということでありました。この長期計画をつくります基礎になりましたのは、昭和三十四年にできました国民所得倍増計画の基本構想の中でもまとめてまいりまして、その当時から展望した学校教育、それから職業訓練の姿、その中の公共訓練と事業内訓練のバランスというようなことで立案をいたしたものでござりますが、事業内職業訓練につきまして、いま申しましたような五六%程度の逐行率であるといふことにつきましては、ヨーロッパ等の工業先進国と比較して、わが国におきます製造業を中心とする産業において、職業訓練というものの考え方が予定をしたよりも低かったのではないか。諸外国でございますと、職業訓練というものは自分たちでやるものだ、こういう意識が非常に強いのですが、日本の場合におきましては、明治以来の歴史のそういう意味における浅さもありますが、常に国の施策が先にいきまして、民間の施策がどうもあとにいく。産業政策はどうもそういうふうな姿をとつておるよう理解しておりますが、それと同じような姿がこの職業訓練に対してもあるのではないか、かように考えております。それともう一つは、現在私どもでここで予定しました事業内職業訓練は認定職業訓練のことを考えておりませんが、認定職業訓練といふものにつきましては、御存じのよう、中学卒業生を三年間職業訓練をするという形のものであります。この制度 자체に実は産業界の中にはいろいろ意見がございましたが、この制度自体ですべてのことを律することについていろいろ問題がある。特に最近におきますような技術革新下における技能労働者の質の変化、それから、供給源の変化といふようなことを考へると、認定職業訓練が、単に中卒を主体として、この制度自体ですべてのことを律することについていろいろ問題がある。特に最近におきます。

○柳岡秋夫君　そこで、こういうような達成率から考へると、現在の労働力の需給関係からいつて、あるいは労働経済の変化からいつて、その本計画を手直しするとか、あるいは再検討するという必要はないのですか。

○政府委員(和田勝美君)　先ほど申しましたよう

うと思ひます。私どもも率直にそういう点はあるうと考へますので、この事業内職業訓練の推進と申しますが、それは中小企業自体の持つておる、それは中小企業自体の持つておる脆弱性によるものであります。中小企業による教育訓練にかける費用というものが相当下回つておる、それは中小企業自体の持つておる脆弱性によるものであります。そういうものに対する國の指導援助措置というものが、いまよりもさらに強化されていくこと等も考え合わせていかなければならぬだろう、こういうふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、先生御指摘のよう、事業内訓練が特に低率であることは、いまのような問題点も含めまして、今後行政上の努力をいたしていきたいと考えております。

○柳岡秋夫君　その理由の一つとして、事業内訓練に対する政府の助成措置、あるいは、いわゆる

経費の補助とか施設費に対する融資とか、そういうものの不十分さといふものはありませんか。

○政府委員(和田勝美君)　きわめて率直にお答え申し上げますれば、私どもとしましても、現在やつておりますのは共同職業訓練——中小企業が共同して職業訓練をやりますとき、運営費を、本年度でござりますと一人当たり一千四百円の補助をする、あるいは市町村が共同職業訓練のために施設をつくります場合には、その四分の一程度を国が負担をするということをございますが、それ以外には、指導員の派遣とか、あるいは教科書の提供というようなことを政府あるいは都道府県及市町村が行つておるが、この程度ではまだ不足をしておる、もつと考えなければならない面があるのでないか、かように考えております。

○柳岡秋夫君　そこで、もう一つ、最近訓練の費用が非常に訓練生に過大にかかるといふことがいわれているわけです。この訓練法の中で費用の負担についてはどういうとりきめがあるのであります。

○柳岡秋夫君　それと、もう一つ、最近訓練の費用が非常に訓練生に過大にかかるといふことから考へるのですが、そういう訓練生の質の問題については法律自体では触れておりません。

○政府委員(和田勝美君)　訓練法の中では、特に経費の問題については法律自体では触れておりません。

○柳岡秋夫君　戦後職業輔導所という形で発足をしたとき以来、しばらくの間、教科書あるいは手当などを支給されたりして、あるいは、また、作業服等も支給をされる、まあ支給をされるというよりも、ありのままでいい、こういうことからいつて、ほとんど費用の負担なしに訓練を受けてきたのですね。ところが、この職業訓練法が制定をされて、その上に地方財政の赤字といふことが起きまして、教科書も二分の一を負担するというようなことから、非常に最近訓練生の負担が多くなってきたといふことが出てきたといわれておるのですけれども、労働省としてどの程度こういう費用の負担について把握をしておられるか、その辺をひとつ。

な趣旨からいたしまして、国民所得倍増計画を基礎にしてつくりたるものでござりますが、その後に大きな変化からいたしましても、三十六年以後常に百万以上の技能労働者が不足をしておるという私どもの調査もござります。そういう点をうることについては、さらに努力をしていく。ただ、見てみますと、大企業におきましてはいろいろのことですってあります。中小企業による教育訓練にかける費用と、それは中小企業自体の持つておる脆弱性によるものであります。そういうものが産業界一般の風潮の中にもございます。そういう点を

うなことが中卒の持つておる学力だけでは足りない、高卒程度の一般基礎学力はどうしても持つてもらわなければ今後の技能労働者といふものは不十分なんだ、こういうようなのが産業界一般の風潮の中にもございます。そういう点からいたしまして、高等教育が新規労働力の供給面、あるいは転職者の動き、こういうことを考えますと、この計画はいま申しましたような事情のもとで変更を余儀なくされておる、こういう状態のよう思います。ただ、これは長期計画だけを変更するというのは問題でございまして、訓練制度全体の中における長期計画として考えなければならぬといふことで、先ほど大臣が御答弁申し上げましたが、近く中央職業訓練審議会に対し、訓練制度全般に対しまして再検討の諮問をいたすことになつておりますが、その中で、この長期計画につきましても十分ひとつ御議論を願いながら、長期計画の練り直しということを考えております。

○柳岡秋夫君　その訓練体系なり計画の再検討の問題がござりますが、その中で、この訓練の場合は中卒者が対象となつてゐるところに問題がある。最近新聞の報道によると、非常に高校卒業の者の入所が多い。したがつて、それは高校卒業してそのまま就職するよりも、訓練を受け就職したほうが労働条件がいいと、こういふことから入所する者が多くなつてきておるといわれておるのでですが、そういうような訓練生の質の変化といふものをこの際十分考えないと、これから訓練体系といふものを立てる場合いけないのではないかと思うのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(和田勝美君)　それと、もう一つ、最近訓練の費用が非常に訓練生に過大にかかるといふことから考へるのですが、そういう訓練生の質の問題については法律自体では触れておりません。

○柳岡秋夫君　戦後職業輔導所という形で発足をしたとき以来、しばらくの間、教科書あるいは手当などを支給されたりして、あるいは、また、作業服等も支給をされる、まあ支給をされるというよりも、ありのままでいい、こういうことからいつて、ほとんど費用の負担なしに訓練を受けてきたのですね。ところが、この職業訓練法が制定をされて、その上に地方財政の赤字といふことが起きまして、教科書も二分の一を負担するというようなことから、非常に最近訓練生の負担が多くなってきたといふことが出てきたといわれておるのですけれども、労働省としてどの程度こういう費用の負担について把握をしておられるか、その辺をひとつ。

○政府委員(和田勝美君) 戰後早々におきましたは、職業補導というのには、主としてまあ新規学校卒業者もそうでござりますが、ほとんど就職する道がないということからしまして、いわゆる一般でやっておりました。その点につきましては、実は一般訓練所につきましては同じ考え方でございまして、一般訓練所では現在無料の職業訓練をやつております。これは中学卒業生、あるいは高校卒業生については無料でございます。ただ、その無料の中に、教科書負担といふのは本人の負担、これは過去におきましても教科書の負担は本人の負担でございまして、そういう手当てはいたしておりません。ただ、例の職業安定法と失業対策法の改正以来、中高年齢者につきましては、無料のほかに、生活費として職業訓練手当及び職業訓練を受ける実費の弁償、あるいは通勤費の費用を訓練手当というかつこうで与えるということです、あの法律が施行されました三十八年以来は、中高年の失業者につきましては非常に手厚い措置がとられておる。しかし、学校を卒業した者につきましては、一般訓練所ではそれまでの手当ではいたしていない、こういう状況でございます。

○柳岡秋夫君 調査資料によりますと、専門訓練生の場合には実習する負担金が年額六千円、それから、教科書代が平均千七百八十五円、こういう負担がある。しかも、その教科書などを見ますと、わずか十時間か二十時間の授業を受けるだけに一冊の教科書を買わなければならぬ、こういう問題点もあるといわれている。それから、そのほかにいわゆる副教材費の負担、これはどういうものかと申しますと、たとえば軍手とか、いろいろ訓練を受ける場合に必要な消耗品であると思うのですけれども、こういうものの負担も相当高額になつてゐるようですね。それから、もう一つは父兄会と申しまして、これはPTAでしようけれども、その会費も負担させられる。これは父兄かいようといまいと取られるということ、あるいは訓

練生の自治会費というのを負担させられる。こういうことで非常に訓練生の負担が大きい。しかし、先ほどちょっと触れましたように、就職する場合にここへ入ったほうが有利だということで入所する人もあるかもしれませんけれども、しかし、やっぱり大切なのは、こういう訓練所に入る人は、私はそれほど裕福な家庭の人ではないようだと思うのですね。そこで、ILOの第四十六回総会で、これは一九六二年ですけれども、公共の訓練施設で行なわれた訓練は無料で供与すべきであると、こういう勧告が行なわれていますね。こういうものとの関連で、私はこの際、これら問題についてもっと実態を把握をして、それでそういう負担がかかるないような形での訓練というものができないかどうかですね、その辺をひとつ。
○政府員(和田勝美君) 一般訓練所におきましては、訓練を受けるために訓練所側に納める金といふものが無料ということにいたしておりますが、ただ、その教科書等の負担は、先ほど申しましたように、本人がするようになっています。あるいはそのためときどき使う手袋とか、そういうものは自分たちの負担ということになつておりますが、これは義務教育後のものでござりますので、義務教育における無償の問題と必ずしもバラレルにならない。それから、もう一つは、総合訓練所につきましては二年間の訓練をするということもございまして、これは無料でなくて、いわゆる有料で月額五百円をいただいております。これは二年間も訓練をするのに無料であるといふことは、ほかの制度とのバランスで、たとえば高等学校とか何とかのバランス上いいのかという問題もありまして、そういうようなことをやつておりますILOの職業訓練に関する勧告、いま先生御指摘になりました、公共職業訓練所の訓練は無料とすべきであるという原則を掲げておりますが、ただし、その原則は、その訓練が義務づけられておるようなものについては無料にすべきであると、こういうようのがその次の二項に先生御存じだらうと思いますが、あるわけでございまし

て、これは実はこの勧告は採択される場合におきましても総会でいろいろ議論があつたようではござります。議論があつて、第一年度につきましては、原案は無料であるということだけであつたようですが、二年度に議論が出来ましてこの二項が入つたようになります。これもおそらく世界各国におきまして、義務教育以外の訓練とか教育における有料の問題とかね合いがあつたのじゃないか、まあかのように考えますが、そういう点からいたしますと、日本はちょうど一般訓練所においては無料とし、総合訓練所では有料というようなことでございまして、原則を片一方は踏まえながら、片一方は多少二項にたよっている、というような面があるわけでございます。ただ、訓練生の実態は、いま先生が御指摘になりましては、他の制度との関連でなかなかむずかしいことではございますが、できるだけ訓練のために特に多くの金が必要であるということのないような配慮をしてまいりたいと思います。特に、先ほどもお答え申しましたが、いわゆる中高年の失業者につきましては、むしろ訓練を奨励するような手当を支給するようにしたい、経費がかかるどころか、その手当を国や都道府県のほうで支給したいという考え方でございますので、先生の骨子と大体同じ方向ではございますが、ただいま申し上げたのが実態でございます。

とえれば若年労働者の場合は率は低いのですけれども、中高年の場合はなかなか就職できない、こういう実態ですから、やっぱり技能を身につけるということは必要だ、それには負担があまりかかりつけでは、これは受けたくても受けられない、こうしたことになりますから、ひとつその点十分検討と申しますか、実情は把握されていると思いますけれども、それ以上に、いま言つたような教科書代、あるいは教材費以外に、副教材費、あるいはPTA会費、あるいは自治会費というふうな形で相当な負担になつてゐるようですから、その点もひとつ実態を把握して適切な措置を講じてもらいたい、お願ひいたします。

以上であります。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなけれども、本調査に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

国民年金法の一部を改正する法律案 国民年金法の一部を改正する法律

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

本日はこれにて散会いたします。

で相当な負担になつてゐるようですから、その点もひとつ実態を把握して適切な措置を講じてもらいたい、お願いいたします。

円を限度として援護手当を支給することができ

(社会復帰促進手当)

第二十一条の四 都道府県は、政令の定めるところにより、肢体不自由者更生施設、失明者更生

施設、ろうあ者更生施設又は結核後遺症者更生施設において職業的能力をつけるための更生訓練を受けている者に対し、その受けている間の生活の安定に資するため、月額一万五千円を限度として社会復帰促進手当を支給することができる。

(資金の貸付け)

第二十一条の五 都道府県は、身体障害者の更生

を援助するため、身体障害者(その者に代わつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)がその世帯の生計を維持する場合にあつては、その配偶者であつて身体障害者でないものを含む。以下第五号を除き、この条において同じ。)

に対し、次の各号に掲げる資金を貸し付けるこ

とができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資

二 住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金

三 身体障害者又はその者が扶養している児童

(二十歳未満の者をいう。以下この条において同じ)が、事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 身体障害者又はその者が扶養している児童の修学(これに引き続く実地修練を含む。)に必要な資金

五 前四号に掲げるもののほか、身体障害者の更生のために必要な資金であつて政令で定めるもの

都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定め

るものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令の定めると

ころにより、なお継続してその貸付けを行なうことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該資金の貸付けを受けている身体障害者が死亡したときは、政令の定めるところにより、当該児童二十歳以上である者を含む。)が修学、知識技能の習得等を修了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行なうことができる。

(償還の免除)

第二十一条の六 都道府県は、前条の規定による賃付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は身体の障害の程度が増進し、若しくは精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞きかねばならない。

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付けの手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(政令への委任)

第二十一条の九 第二十一条の五から第二十一条の七までに定めるもののほか、貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他貸付金に関する必要な事項は、政令で定める。

(家屋改修費の補助)

第二十一条の十 都道府県は、身体障害者(十八歳未満の者であつて、十八歳以上であるとすれば身体障害者となるべきものを含む。)の日常生活が容易に行なわれるよう家屋を補修し、又は改築する者に対し、当該補修又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(交通費の補助)

第二十一条の十一 市町村は、更生医療の給付若しくは児童福祉法に定める育成医療の給付を受ける者又はこれらの給付に代えて費用の支給を受ける者に対し、当該給付又は当該支給に係る費用を受けるために必要な交通費の一部を補助することができる。

計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付け)

第二十一条の八 国は、都道府県がこの法律による貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際ににおける未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

3 第二十二条の二の規定による市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、重症身体障害者(十八歳未満の者であつて、十八歳以上であるとすれば重症身体障害者となるべきものを含む。以下同じ。)の家庭に重症身体障害者家庭奉仕員(重症身体障害者の家庭を訪問して身体障害者の日常生活上の世話を行なう者をいう。)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

第二十五条第一項中「ほうき、はたき、ぞうきんその他」を削る。

第二十六条を次のように改める。

(補装具の研究開発)

第二十六条 国は、補装具の研究及び開発を行なうとともに、その研究及び開発を行なう者に対し、必要な助成をするよう努めなければならない。

第二十二条第一項中「ほうき、はたき、ぞうきんその他」を削る。

第二十六条を次のように改める。

(政令への委任)

第二十二条第一項の規定による貸付けの手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(公共的施設の利用料等の減免)

第二十二条の二 国及び地方公共団体は、身体に障害のある者の更生の意欲の増進に資するため、教養講座、スポーツ、レクリエーションその他の身体に障害のある者が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない。

(公共交通費の補助)

第二十二条の三 国及び地方公共団体は、その管理する公共的施設を身体に障害のある者が利用する場合又はその主催する演芸、スポーツその他の催物を身体に障害のある者が観覧する等の場合には、当該利用又は入場料を減免するよう努めなければならない。

(公営住宅に関する特別の配慮)

第二十二条の十二 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、重症身体障害者(十八歳未満の者であつて、十八歳以上であるとすれば重症身体障害者となるべきものを含む。以下同じ。)の家庭に重症身体障害者家庭奉仕員(重症身体障害者の家庭を訪問して身体障害者の日常生活上の世話を行なう者をいう。)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

第二十二条の十三 市町村は、更生医療の給付若しくは児童福祉法に定める育成医療の給付を受ける者又はこれらの給付に代えて費用の支給を受ける者に対し、当該給付又は当該支給に係る費用を受けるために必要な交通費の一部を補助することができる。

第二十二条の十四 国、地方公共団体、公共企業体等は、その設置する事務所、事業所、公園その他他の公共的施設について、身体に障害のある者が容易に利用することができるよう構造とす

るよう配慮しなければならない。

第二十六条の五 地方公共団体は、公営住宅法(昭和三十三年法律第百三十二条)による公営住宅の供給を行なう場合には、その構造、入居者の選考等について、身体に障害のある者の更生に資することとなるよう特別の配慮をしなければならない。

(日本国有鉄道等の運賃割引)

第二十六条の六 日本国有鉄道その他旅客の運送を業とする者は、身体に障害のある者の更生に資するため、その必要の限度において、その者及びその介護者の旅客運賃の割引を行なうよう努めなければならない。

(日本放送協会の受信料の免除)

第二十六条の七 日本放送協会は、身体に障害のある者の更生に資するため、その必要の限度において、その者又はその属する世帯の構成員が締結する受信契約に係る受信料を免除するよう努めなければならない。

第二節 雇用の促進

(国の措置)

第二十六条の八 国は、身体に障害のある者の雇用を促進するため、適切な職業紹介、職業訓練の拡充、職業指導の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(協力)

第二十六条の九 国及び地方公共団体は、身体に障害のある者の雇用を促進するため、相互に協力をするものとする。

(雇用の義務)

第二十六条の十 国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人その他事業を行なう者は、一定数の身体に障害のある者を雇用するようしなければならない。

(施設に関する特別の配慮)

第二十七条の二 国及び地方公共団体は、身体障

害者更生援護施設における更生訓練と職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十二条)に定める身体障害者職業訓練所における職業訓練とが相互に連携をもつて行なわれるよう、これらの施設の設置、運営等について適切な配慮をしなければならない。

第二十八条の二

本文中「第十八条第一項第三号」

の下に「若しくは委託」を加える。

第二十九条中「受信料」の下に「又は通わせ

て」を加え、「及び訓練を行う」を、訓練及び知

識技能を与える」に改める。

第三十条中「受信料」の下に「又は通わせて、」

を加える。

第三十条の二」を次のように改める。

(ろうあ者更生施設)

第三十条の二 「ろうあ者更生施設は、ろうあ者を

収容し、又は通わせて、その更生に必要な治療、

訓練及び知識技能を与える施設とする。

(結核後遺症者更生施設)

第三十条の三 結核後遺症者更正施設は、結核後

遺症者を収容し、又は通わせて、その更生に必

要な治療、訓練及び知識技能を与える施設とす

(重症者療護施設)

第三十条の四 重症者療護施設は、重症身体障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

(重症者療護施設)

与えるとともに、その保護を行なう施設とす

る。

(コロニー施設)

第三十一条の二 「コロニー施設は、身体障害者

の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の二 「コロニー施設は、身体障害者

の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の二 「コロニー施設は、身体障害者

の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の三 宿所提供的施設は、無料又は低額な料金で、宿所を必要とする身体障害者に対し、宿所を提供する施設とする。

第三十五条第二号中「及び第二十条」を「第二

十号及び第二十一条の三」に改め、「行政措置」の下に「(第十八条第二項第一号の規定により職親に

委託する場合を除く。」を加える。

第三十六条第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十二条第一項の四の規定による社会復帰促進手当の支給に要する費用

第三十六条第三号中「及び第二十条」を「第二

十号及び第二十一条の三」に改め、「行政措置」の下に「(第十八条第二項第一号の規定により職親に

委託する場合を除く。」を加える。

第三十六条第一号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第五条第十五条の二の規定により都道府県知事が

下に「(第十八条第二項第一号の規定により職親に

委託する場合を除く。」を加え、同号を同条第四

号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第十五条の二の規定により都道府県知事が

下に「(第十八条第二項第一号の規定により職親に

委託する場合を除く。」を加え、同号を同条第四

号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十六条の三の規定により都道府県が設置

する身体障害者更生相談員の設置及び運営に

要する費用

三 第十六条第一号の次に次の一号を加える。

三 第十六条の二 「(第十八条第二項第一号の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談員の設置及び運営に要する費用)」を「(第十八条第二項第一号の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談員の設置及び運営に要する費用)」に改め、「(第十八条第二項第一号の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談員の設置及び運営に要する費用)」の下に「又は身体障害者者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

与えるとともに、その保護を行なう施設とする。

(コロニー施設)

第三十一条の二 「(身体障害者者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

与えるとともに、その保護を行なう施設とする)」の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の二 「(身体障害者者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

与えるとともに、その保護を行なう施設とする)」の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の二 「(身体障害者者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

与えるとともに、その保護を行なう施設とする)」の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

第三十一条の二 「(身体障害者者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を

与えるとともに、その保護を行なう施設とする)」の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次

(宿所提供的施設)

及び第三号の費用については、その十分の十

二 第三十五条第四号及び第三十六条第二号の

費用のうち、その運営に要する費用について

は、その十分の八

三 第三十六条第七号の費用については、その

十分の八

四 第三十六条第八号の費用のうち、その設置

に要する費用についてはその十分の五、その

運営に要する費用についてはその十分の八

五 第三十五条第二号及び第三号並びに第三十

六号第四号、第五号及び第六号の費用のう

ち、第十八条第二項及び第三項、第十九条、

第二十条並びに第二十一条の三の行政措置の

費用についてはその十分の五

六 第二十一条の三の行政措置の

費用についてはその十分の八、その他

の費用についてはその十分の五

七 第二十一条の三の行政措置の

費用については、その三分の二

八 国は、前項に規定するもののほか、都道府県

及び市町村に対し、この法律に定める身体に障

害のある者の更生に資するための事業に要する

費用の一部を補助することができる。

九 第三十六条第一号の見出し中「負担」を「負担及び補助」

に改め、同条に次の二条を加える。

二 都道府県は、前項に規定するものは、市

町村に対し、身体に障害のある者の更生に資す

るための事業に要する費用の一部を補助するこ

とができる。

三 第三十七条の二を次のように改める。

(国負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところによ

り、第三十五条及び第三十六条の規定により市

町村及び都道府県が支弁する費用並びに前条第

一項の規定により都道府県が負担する費用につ

いて、次に掲げるものを負担する。

四 第十八条及び第二十条に規定する行政措置

(第一項に規定する行政措置を除く。)が行なわ

れた場合においては、当該行政措置に要する費

用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該

身体障害者又はその扶養義務者から、その負担

能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第四十三条の三の次に次の二条を加える。
(禁止行為)

第四十二条の四 何人も、不具奇形の者(十八歳未満の者を除く。)を公衆の観覽に供してはならない。

本則中第四十八条の次に次の二条を加える。
第四十八条の二 第四十三条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

別表第四号中「肢体不自由」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、「前各号」を「1から5まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。
五 次に掲げる身体の機能の障害で、永続しかつ、日常生活が著しく制限を受ける程度のもの

1 肺機能の障害
2 腎機能の障害
3 心機能の障害
4 脳循環機能の障害
5 神経機能の障害

(身体障害者雇用促進法の一項改正)

第二条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「別表」を「身体障害者福祉法」という。(別表)に改め、同条第四項中「若しくは地方公共団体又は」を「、地方公共団体、」

に改め、「日本電信電話公社」の下に「又は国民金融公庫、日本住宅公团、労働福祉事業団その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)」を加える。
第二章中第五条の次に次の二条を加える。
(身体障害者就職指導官)

第五条の二 公共職業安定所に身体障害者就職指導官(以下「指導官」という。)を置く。

2 指導官は、公共職業安定所長の命を受け、専門的知識に基づいて、前二条に規定する事務のほか、身体障害者の職業紹介及び職業指導を行なう。

3 指導官は、前項の職務を行なうため必要があると認めるときは、福祉法に定める身体障害者福祉司(以下「福祉司」という。)の意見を聞くものとする。

4 指導官は、福祉法第九条の二第三項の規定により福祉司から意見が述べられた場合においては、これを尊重するものとする。

5 指導官は、福祉法第九条の二第四項の規定により、福社司から必要な措置をとるべきことを求められた場合においては、これを誠実に処理するものとする。

第十一条中「並びに日本専売公社」を「日本専売公社」に改め、「總裁」の下に「並びに公庫等の長」を加え、「採用について」を「採用については」に「未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようになる」とする。

第六条 雇用主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項の計画及びその実施状況を公

共職業安定所長に報告しなければならない。

2 公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、前条第二項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告するものとする。

3 公共職業安定所長は、前条第二項の計画が不適当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告するものとする。

第十五条第四項を次のように改める。

5 雇用主は、当該事業所に常時使用する重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、労働省

い。

第十二条第一項及び第二項中「前条」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「特に」を削り、「勧告する」とができる「勧告するものとする」に改める。

第十三条の見出しを「(雇用に関する雇用主の義務)」に改め、同条中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び公庫等」に改め、「以下同じ。」を削り、「雇用主」の下に「(以下「雇用主」という。)」を加え、「労働省令」を「政令」に、「以上でありますように努めなければならない」を「以上となるようにならなければならぬ」に改め、同条を同条第三項と同じ。」を削り、「雇用主」の下に「(以下「雇用主」という。)」を加え、「労働省令」を「政令」に、「以上でありますように努めなければならない」を「以上となるようにならなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 雇用主は、当該事業所に常時使用する重度障害者である労働者の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、労働省令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な身体障害者の雇入れに関する計画を作成しなければならない。

3 雇用主は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

4 任命権者等は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

しなければならない。

6 前条の規定は、前項の計画について準用する。

第十五条第三項中「常時労働者を使用する事業所の」を削り、「労働省令」を「政令」に、「以上であるようにならなければならぬ」を「以上となるようにならなければならぬ」に改め、同項を同条第三項と同じ。」を削り、「採用について」を「採用については」に、「未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならぬ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 任命権者等は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

3 任命権者等は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

4 任命権者等は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようになるために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十六条 第二十五条の二 国は、政令で定めるところにより、身体障害者を雇用している雇用主に対し、身体障害者一人につき月額五千円から一万五千円までの範囲内において、雇用給付金を支給する。

第二十五条 第二十五条の次に次の二条を加える。
(立入検査)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二十六条 労働大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、その職員に、身体障害者を雇用している雇用主の事業所に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七条 第二十六条の次に次の二条を加える。
(立入検査)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第三十九号の三及び第五十二号の四を削り、第五十二号の五を第五十二号の四とし、第五十四号の二の次の三号を加える。

五十四の三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の定めるところにより、医療機関を指定し、更生医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

五十四の四 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第二百六十八号)の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに療養の給付及び更生医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

五十四の五 理学療法士又は作業療法士の養成施設を指定し、並びに理学療法士又は作業療法士の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

第五条中第六十三号の三を削り、第六十三号の四を第六十三号の三とし、第六十三号の五を第六十三号の四とする。

第六条第一項中「十局」を「十一局」と、「社会局」を「社会局」に改める。

第十一条第三号中「理学療法士、作業療法士」を削り、次のたゞし書を加える。

ただし、他局の主管に属するものを除く。第十二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を第八号とし、同条の次に次の

一条を加える。

(更生福祉局の事務)

第十二条の一 更生福祉局においては、次の事務をつかさどる。

一 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行なうこと。

二 戰傷病者特別援護法を施行すること。

三 理学療法士及び作業療法士の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。

四 リハビリテーションに関する事務の総合調整を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、身体に障害のある者の福祉を図ること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

第十四条の三中第四号の三を削り、第四号の四を第四号の三とし、第四号の五を第四号の四とする。

第二十九条第一項の表身体障害者福祉審議会の項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第三十八条中「五〇、三四八人」を「五〇、六八人」に、「五一、〇四三人」を「五一、一六三人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この法律による改正後の身体障害者福祉法第十五条の二の規定は、この法律施行前に身体障害者手帳を交付した者に対しては、適用しない。

3 この法律による改正前の社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に基づき設置された結核回復者後保護施設でこの法律施行の際現に存するもののうち、国及び地方公共団体の設置するものは、この法律による改正後の身体障害者福祉法に基づき設置された結核後遺症者更生施設と、その他のものは、この法律による

改正後の社会福祉事業法に基づき設置された結核後遺症者更生施設とみなす。

(職業安定法の一部改正)

第四十条第一項中「指示を受けた者」の下に「(身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する身体障害者就職指導官による職業指導を受ける者を除く。)」を加える。

5 (児童福祉法の一部改正)

児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「盲人安全つえ」の下に「点字器、盲人用タイプライター、テープレコーダー」を加える。

第六条第一項第三号中「教護院」の下に「若しくは身体障害者福祉法に規定する重症者療護施設若しくはコロニー施設」を加え、同条第三項中「児童福祉施設」を「施設」に改める。

第三十条の二中並びに前条第一項に規定する者を「前条第一項に規定する者並びに重症者療護施設若しくはコロニー施設」を加え、同条第三項中「児童福祉施設及びコロニー施設の長」に改める。

第三十四条第一項中「又は教護院」を「若しくは教護院又は重症者療護施設若しくはコロニー施設」に改め、「第四十四条まで」の下に「又は身体障害者福祉法第三十条の四若しくは第三十一条の二」を加える。

第三十五条の二中「重症者療護施設及びコロニー施設」を「重症者療護施設及びコロニー施設」に改め、「第四十四条まで」に改める。

第三十六条第一項中「児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、「第四十六条まで」の下に「又は身体障害者収容施設」を、結核後遺症者更生施設、重症者療護施設、身体障害者授産施設又はコロニー施設」に改め、同項第六号を次のように改める。

第六条第一項第二号中「又は身体障害者収容施設」を、結核後遺症者更生施設、重症者療護施設、身体障害者授産施設又はコロニー施設」に改め、同項第六号を次のように改める。

第七条第一項第三号中「補装具製作施設」を「宿所提供的施設、補装具製作施設」に改める。

第八条第一項第三号中「宿所提供的施設、補装具製作施設」を「宿所提供的施設、補装具製作施設」に改め、同項第六号を次のように改める。

第六条第一項第三号中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第九条第一項第三号中「補装具製作施設」を「宿所提供的施設、補装具製作施設」に改め、同項第六号を次のように改める。

第十条第三項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

(駆留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

駆留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「児童福祉施設」の下に「重症者療護施設又はコロニー施設」を加える。

第五十条第七号中「最低基準」の下に「又は身体障害者福祉法第二十八条第一項の基準」を加

第十条の四中「就職促進指導官」の下に「(身体

障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十
三号)第二条第一項に規定する身体障害者に

あつては、同法第五条の二第一項の身体障害者

就職指導官」を加える。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

10 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第
百九十九号)の一部を次のように改正する。

百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「就職促進指導官」の下に「(身体障

害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三
号)第二条第一項に規定する身体障害者にあつ

ては、同法第五条の二第一項の身体障害者就職

指導官」を加える。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

11 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十
六年法律第百五十五号)の一部を次のように改
正する。

第一条第一項第四号中「第十八条第二項」を
「第十八条第三項」に改め、「及び身体障害者收
容授産施設」を「結核後遺症者更生施設、重症
者療護施設、身体障害者授産施設及びコロニー
施設」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正)

12 激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の
一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「母子福祉法」を「身体障
害者福祉法等」に改め、同条第一項中「母子福祉
法」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)又は母子福祉法」に、「同法第十四
条第一項」を「身体障害者福祉法第二十一条の八
第一項又は母子福祉法第十四条第一項」に、「同
項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第三
項中「母子福祉法」を「身体障害者福祉法第二十
一条の八第一項又は母子福祉法」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

13 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百
六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「盲人安全つえ」の下に「(身体
「点字器、盲人用タイプライタ、テープレ
コーダー」を加える。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、総額約三百八十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、総額約三百八十億
円の見込みである。

格者を短期循環受給者とする。

一 前条第一項第一号若しくは第二号に掲げ
る期間が一年未満であるか、又は同項第二
号に掲げる期間が一年以上であつて、当該期
間の計算の基礎となる前後の通算対象期
間の間ににおいて失業保険金の支給を受けた
ことがあり、かつ、当該失業保険金に係る
離職の日(その日が二以上あるときは、最
も新しい日)以前の通算対象期間を除いて
計算した場合における同号に掲げる期間及
びその期間を同号に掲げる期間から減じた
期間がいずれも一年未満であること。

二 第十五条第一項の規定に該当するに至つ
た後における最初の離職の日以前一年間に
被保險者期間が通算して九箇月以下である
こと。

三 前号の一年の期間内に失業保険金の支給
を受けたことがあり、かつ、当該失業保
険金に係る離職の日(その日が二あるときは、
そのうち新しい日)において、前二号に該
当したこと。

四 前号の離職の日以前一年の期間内に失業
保険金の支給を受けたことがあり、かつ、
次に該当したこと。

イ 当該失業保険金に係る離職の日(その
日が二あるときは、そのうち新しい日)
における被保險者であった期間が前条第
二十二条の二第一項ただし書中十年以上で
ある者については「二十年以上である者につ
いては三百日分、十年以上二十年未満である者
については三十円、子にあつては二十円」に改める。

二 その者が前条第四項の規定に該当しない
場合 九十日分

第一項の規定の適用については、受給資格
者が、第二十二条第一項(第十六条第十項
及び第二十六条の二第六項において準用する
場合を含む。以下この項において同じ。)の規
定に該当したとき、又は傷病給付金若しくは
就職支度金の支給を受けたときは、失業保
険金の支給を受けたものとみなし、第二十三条
第一項の規定によつて支給しないこととされ
た失業保険金(傷病給付金及び就職支度金を
含む)又は当該傷病給付金若しくは就職支度
金に係る離職の日は、支給を受けた失業保
険金に係る離職の日とみなす。

三 第二十条の三第一項中「その措置に基き失業
保険金を支給することができる日数」の下に
「、第二十条の七第一項の規定により失業保
険金が支給される場合には、同項の規定により失
業保険金を支給することができる日数を」を加
える。

四 第二十条の四に次の二項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に
基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支
給を受けることができる場合には、第十八条
第一項中「一年間」とあるのは「一年に第二十
条の四第一項に規定する政令の定める日数を
加えた期間」と読み替えるものとする。

る離職の日以前の通算対象期間を除く。)

に係る被保險者の資格の取得の日(その
日が二以上あるときは、最も古い日)が
当該失業保険金に係る離職の日以前二年
の期間内にあつたこと。

短期循環受給者には、第二十条第一項及び
前条第四項の規定にかかるわらず、次の各号に
掲げる場合に応じ、受給期間内において、通
算してそれぞれ当該各号に規定する日数分を
こえては失業保険金を支給しない。

一 その者が前条第四項の規定に該当する場
合 四十五日分

短い循環受給者には、第二十条第一項及び
前条第四項の規定にかかるわらず、次の各号に
掲げる場合に応じ、受給期間内において、通
算してそれぞれ当該各号に規定する日数分を
こえては失業保険金を支給しない。

二 その者が前条第四項の規定に該当する
場合 九十日分

第一項の規定の適用については、受給資格
者が、第二十二条第一項(第十六条第十項
及び第二十六条の二第六項において準用する
場合を含む。以下この項において同じ。)の規
定に該当したとき、又は傷病給付金若しくは
就職支度金の支給を受けたときは、失業保
険金の支給を受けたものとみなし、第二十三条
第一項の規定によつて支給しないこととされ
た失業保険金(傷病給付金及び就職支度金を
含む)又は当該傷病給付金若しくは就職支度
金に係る離職の日は、支給を受けた失業保
険金に係る離職の日とみなす。

三 第二十条の三第一項中「その措置に基き失業
保険金を支給することができる日数」の下に
「、第二十条の七第一項の規定により失業保
険金が支給される場合には、同項の規定により失
業保険金を支給することができる日数を」を加
える。

四 第二十条の四に次の二項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に
基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支
給を受けることができる場合には、第十八条
第一項中「一年間」とあるのは「一年に第二十
条の四第一項に規定する政令の定める日数を
加えた期間」と読み替えるものとする。

第二十条の二 次の各号に該当する受給資
(短期循環受給者の給付日数)

第一項を「第二十三条の二第一項」に改める部分に限る。)並びに同法第四十条及び第四十二条の改正規定並びに附則第二条、附則第二条から第四条まで、第八条、第十条及び第十二条の規定、附則第十八条中炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第十七条の二の改正規定並びに附則第十九条の規定 定 昭和四十二年六月一日

二 第一条中失業保険法第三十八条の八、第三十八条の九及び第三十八条の九の三の改正規定並びに附則第九条及び第十一条の規定 昭和四十二年七月一日

三 第一条中失業保険法第二十条の二の改正規定、同法第二十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の三及び第二十条の四の改正規定、同法第二十条の六の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条及び第二十二条の二の改正規定並びに同法第三十八条の二十七の改正規定(第二十六条の二第五項)を「第二十六条の二第六項」に改める部分十六条の二の改正規定並びに附則第五条から第七条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに附則第八条中炭鉱離職者臨時措置法第十八条の改正規定 定 昭和四十二年十一月一日

四 第二条及び第三条の規定並びに附則第十三条から第十五条までの規定 この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日

(被保険者から除外される者の範囲に関する経過措置)

第一条 昭和四十二年六月一日前に四箇月をこえ、五箇月以内の期間を定めて雇用された者であつて、その雇用期間の終了の日が同日以後であるものの当該雇用に係る被保険者の資格については、第一条の規定による改正後の失業保険法第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条第一項の規定は、昭和四十二年六月一日以後の被保険者であつた期間についての被保険者期間の計算について適用し、同日前の被保険者であつた期間についての被保険者期間の計算については、なお從前の例による。
(失業保険金等の日額に関する経過措置)
第四条 昭和四十二年六月一日前の失業の日に係る失業保険金の日額及び同日前の疾病又は負傷病のため職業につくことができない日に係る傷病給付金の日額については、なお從前の例による。
(給付日数に関する暫定措置)
第五条 失業保険法第十五条第一項の規定に該当するに至った後における最初の離職の日が昭和四十一年四月一日から昭和四十二年十月三十一日までの期間内にある者であつて、当該離職の日において同法第二十条の二第四項の規定に該当し、かつ、当該受給資格に基づく失業保険金（傷病給付金又は就職支度金を含む。）の支給を受けたものは、第一条の規定による改正後の同法第二十条の二の二第一項の規定にかかるわらず、当分の間、短期循環受給者としない。
(給付日数に関する経過措置)
第六条 第一条の規定による改正後の失業保険法第二十条の二の二第一項第四号に規定する同法第二十条の二第一項第一号に掲げる期間に係る被保険者の資格の取得の日又は同法第二十条の二の二第一項第四号に規定する通算対象期間に係る被保険者の資格の取得の日が昭和四十二年十一月一日前である受給資格者は、同項の規定にかかわらず、短期循環受給者としない。
(受給期間の延長に関する経過措置)
第七条 第一条の規定による改正後の失業保険法第二十条の四第五項の規定は、受給期間が昭和四十二年十月三十一日以後に満了する者について適用する。
(返還命令等に関する経過措置)

第十九条 第二項において準用する場合を含む。)
他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の
場合について適用し、同日前の許款その他不正
の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の
保険給付に相当する金額の返還命令について
は、なお從前の例による。
(日雇労働被保險者に係る失業保険金の支給に
関する経過措置)
第二十条 昭和四十二年七月において第一条の規定
による改正後の失業保険法第三十八条の六の規定
により支給すべき失業保険金(同年六月中における
第一級の保険料の納付日数が十二日以上である者に
対して支給するものに限る)は、同法第三十八条の九第二項の規定にかわらず、
第一級の失業保険金の日額によるものとする。
昭和四十二年七月において第一条の規定による
改正後の失業保険法第三十八条の六の規定に
より支給すべき失業保険金(同年六月中における
第一級の保険料の納付日数が十二日未満である者に
対して支給するものに限る)について、
は、同年五月において納付された第一条の規定による
改正前の同法第三十八条の十一の規定による
第一級又は第二級の保険料は、第一条の規定による
改正後の同条の規定による第二級又は第三級
による改定による改定による改定による改定による
第三級の保険料とみなして、同法第三十八条の
上欄に規定する月である者に對して、それぞれ

<p>（日雇労働被保険者に係る受給要件の特例に関する経過措置）</p> <p>第十条 失業保険法第三十八条の九の二第一項第一号の六月の最後の月が昭和四十二年二月から十月までのいずれかの月であつて、当該六月間のうち同年五月以前の月に係る保険料が各月一日分以上納付されており、かつ、当該六月間に通算して八十四日分以上納付されている場合には、第一条の規定による改正後の同号の規定の適用については、当該各月において保険料が十四日分以上納付されているものとみなす。</p> <p>（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置）</p> <p>第十二条 第一条の規定による改正後の失業保険法第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対して、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金（同表の中欄に規定する期間において納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれを同表の下欄に規定する日分以上である場合に限る。）は、同法第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、第一級の失業保険金の日額によるものとする。</p>	<table border="0"> <tr> <td>日から同年三月三十日まで</td><td>十二日分</td></tr> <tr> <td>日から同年七月三十一日まで</td><td>二十四日分</td></tr> <tr> <td>日から同年八月三十一日まで</td><td>三十六日分</td></tr> <tr> <td>日から同年九月三十日まで</td><td>四十八日分</td></tr> <tr> <td>日から同年十月三十一日まで</td><td>六十日分</td></tr> </table>	日から同年三月三十日まで	十二日分	日から同年七月三十一日まで	二十四日分	日から同年八月三十一日まで	三十六日分	日から同年九月三十日まで	四十八日分	日から同年十月三十一日まで	六十日分
日から同年三月三十日まで	十二日分										
日から同年七月三十一日まで	二十四日分										
日から同年八月三十一日まで	三十六日分										
日から同年九月三十日まで	四十八日分										
日から同年十月三十一日まで	六十日分										

れ同表の下欄に規定する日分未満である場合に限る。)については、当該六月間(昭和四十二年六月以後の期間を除く。)において納付された第一条の規定による改正前の同法第三十八条の十

の一の規定による第一級又は第二級の保険料は、第一条の規定による改正後の同条の規定による

第二級又は第三級の保険料とみなして、同法第三十八条の九の二第二号の規定を適用する。

(日雇労働被保険者に係る保険料に関する経過措置)

第十二条 第一条の規定による改正後の失業保険法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十二年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働された日に係る保険料

(当然被保険者に関する暫定措置)

第十三条 五人未満の労働者を雇用する事業上であつて、政令で定めるものは、第二条の規定による改正後の失業保険法第六条の規定にかかるい。

第十四条 第二条の規定による改正後の失業保険法第六条各号の事業主で前条に規定する事業主に該当しないものが、これに該当するに至った場合におけるその事業主に雇用される者の被保険者の資格の取得については、第二条の規定による同法第九条の規定にかかわらず、な

お従前の例による。
(労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置)

第十五条 第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第三条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2 前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

(国家公務員等退職手当法の一一部改正)
第十六条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)の一部を次のように改する。

第十条第一項を次のように改める。

勤続期間六月以上で退職した職員で

あって、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業しているときには、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法(昭和二十二年法律第八百四十六号)の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所(政令で定める職員については、その者が退職の際所属している官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。)において支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一 当該退職の日において、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

第十三条 同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の

二号に規定する失業保険金の日額に、当該退職の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額に、当該退職の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数(政令で

第十四条 第二項を削り、同条第五項中「第一項の二号に規定する失業保険金の日額に、当該退職の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数(政令で

第十五条 第二項を削り、同条第六項中「第一項、第三項及び前項」を

「前各項」に、「又は第三項」を又は第二項に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項中「第三項を第二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項を第二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十六条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第十七条 前条の規定による国家公務員等退職手当の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政

第十八条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第十九条 第二項中「十一日」を「十六日」に改める。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」と、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合において、当該日まで」に改める。

第十八条第一項中「若しくは第二十条の三第一項」を「第二十条の二第二項、第二十条の三第一項若しくは第二十条の七第一項」に改める。

被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を至つた後における最初の離職の日とみなして同法の規定(第二十条の二の二の規定)を適用した場合に、同法の規定により退職手当の額を算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる失業保険金の日額に、当該退職の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数(政令で

第十四条 第二項を削り、同条第六項中「第一項、第三項及び前項」を

「前各項」に、「又は第三項」を又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項を第二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十五条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第十六条 第二項の規定による国家公務員等退職手当の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政

第十七条 前条の規定による国家公務員等退職手当の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政

第十八条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第十九条 第二項中「十一日」を「十六日」に改める。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」と、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合において、当該日まで」に改める。

第十八条第一項中「若しくは第二十条の三第一項」を「第二十条の二第二項、第二十条の三第一項若しくは第二十条の七第一項」に改める。

一項を加える。
4 第一項から前項までに規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対する場合は、労働大臣が失業保険法第二十条の四第一項の規定による措置を決定した場合には当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、その者が第一項第二号又は第二号に規定する退職手当の額を第一項第一項の規定により、それぞれ第一項又は第二項の退職手当を、失業保険金の支給の条件に従い支給することができる。支給を受けることができる日数(政令で

第十四条 第二項を削り、同条第六項中「第一項、第三項及び前項」を

「前各項」に、「又は第三項」を又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項を第二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十五条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第十六条 第二項の規定による国家公務員等退職手当の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政

第十七条 前条の規定による国家公務員等退職手当の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政

第十八条 第二項の規定は、詐欺その他の不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第十九条 第二項中「十一日」を「十六日」に改める。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」と、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合において、当該日まで」に改める。

第十八条第一項中「若しくは第二十条の三第一項」を「第二十条の二第二項、第二十条の三第一項若しくは第二十条の七第一項」に改める。

(措置)

第十九条 前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条の二第一項の規定は、昭和四十二年六月一日以後の炭鉱労働者として雇用された期間に係る賃金日額の算定について適用し、同日前の炭鉱労働者として雇用された期間に係る賃金日額の算定については、なお従前の例による。

第十五号中正誤

一 ベシ段行誤
終わりから
二 〇かわって
四 四" わかつて
四八くつ製造
くつ下製造

昭和四十二年六月二十八日印刷

昭和四十二年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局